

文学部附置人文科学研究所報告

第三号

青山学院大学文学部

2 0 2 1

目 次

動詞とその項—英語とフランス語から	高 橋 将 一	1
動的文法理論における現代英文法の実証的構文研究	中 澤 和 夫	13
文学部附置研究「公共空間における〈短文のジャンル〉」2020 年度 活動報告	France DHORNE	27
近世日本における海外情報の研究—2020 年度研究プロジェクト成果報告—	岩 田 みゆき	39
ヨーロッパにおける言語と歴史.....	割 田 聖 史	51

Contents

Verbs and their Arguments : Evidence from English and French	Shoichi TAKAHASHI ... 1
A Dynamic Approach to Present-Day English Syntax : Empirical Studies	Kazuo NAKAZAWA ... 13
Le genre bref dans l'espace public	France DHORNE ... 27
The Study of Overseas Information in Early Modern Japan	Miyuki IWATA ... 39
Research on Languages and History in Modern Europe	Satoshi WARITA ... 51

動詞とその項—英語とフランス語から

Verbs and their Arguments: Evidence from English and French

研究代表者 高橋将一

Shoichi TAKAHASHI

本研究プロジェクトは、人文科学研究所 2019 年度研究プロジェクトである「動詞とその項—英語とフランス語の格構造を中心に—」を継続する形で始まった。よって、学内からの研究プロジェクトチーム構成員として、フランス文学科の尾形教授、金子教授、英米文学科の中澤教授、高橋が引き続き加わった。また、井口容子広島大学教授、武本雅嗣山口大学教授、敦賀陽一郎東京外国語大学名誉教授にも 2019 年度から継続してプロジェクトに加わっていただいた。年度当初は、意見交換などを目的とした研究プロジェクトチーム構成員による研究会や学外からの研究プロジェクトチーム構成員を招いての講演会を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の深刻さの度合いが増してしまい、これらの開催には至らなかった。研究活動上、非常に残念な結果となってしまった。以下では、上記 7 名の研究プロジェクトチーム構成員の 2020 年度の研究プロジェクトについての報告を記す。

譲渡不可能所有構文と定冠詞

井口容子

広島大学大学院 人間社会科学研究科

2020 年度は、まず 2019 年度に引き続き、フランス語の譲渡不可能所有構文のうち、所有者が与格の再帰接語代名詞として表されるタイプのものに注目し、この構文が代名動詞の用法全体の中でどのようなステータスにあるのか、ロシア語の *ся* 動詞とも比較しながら考察した。詳細は井口（2020）を参照されたい。

これと並行して、2020年度は譲渡不可能所有構文における冠詞の問題を考察した。フランス語と英語の譲渡不可能所有構文の振る舞いの違いを、両言語における定冠詞の性質の違いに帰せしめるのか、それとも定冠詞そのものにはこの二つの言語で相違はないのか、ということについて、研究者の間で見解は分かれる。前者の立場としては Guéron (2003)、Vergnaud and Zubizarreta (1992) 等が挙げられ、後者としては Le Bruyn (2014)、金子 (2020) 等が挙げられる。

主語が身体部位の所有者と解釈される、Guéron が「I 型」と呼ぶタイプの譲渡不可能所有構文には、次のような仏英の相違がみられる。

(1) a. Il lève *la* main.

he raises the hand

b. He raises *his*/*the hand.

Le Bruyn (2014) はこれを I 型が成句的な性格を持つことに起因すると考える。だが確かに英語においては定冠詞の使用は *bend the knee* などの成句的なものに限られるが、フランス語では *fermer les yeux* 「目を閉じる」、*ouvrir la bouche* 「口を開ける」など、かなり広い範囲の日常的な動作が含まれる。このことはフランス語と英語の定冠詞に、やはり何らかの相違がある可能性を窺わせる。譲渡不可能所有構文におけるフランス語の定冠詞を、虚辞的決定詞 (expletive determiner) とみなす Vergnaud and Zubizarreta (1992) の分析、及びこれを指示の場 (locus of nominal reference) である決定詞ではなく、classifier である とみなす Guéron (2003) の分析は、それぞれに興味深い。他方において、金子 (2020) は身体部位が前置詞句内にあるタイプの譲渡不可能所有構文においても、distributivity effect 及び記述的形容詞の許容に関して、Guéron の言う「I 型」、「II 型」と同様の振る舞いがみられることを指摘する。このことは、Vergnaud and Zubizarreta 及び Guéron の分析はこのままでは問題を含んでおり、修正を加える必要があることを示唆する。

譲渡不可能所有構文における定冠詞の問題は、DP 及び所謂 weak referentiality 全般の問題にもかかわってくる興味深いものである。今後も考察を重ねていきたい。

参考文献

- Guéron (2003) "Inalienable possession and the interpretation of determiners", *From NP to DP*, vol. 2, 189-220.
- 井口容子 (2020) 「フランス語の譲渡不可能所有者与格の代名動詞とロシア語の *ся* 動詞」, *Stella* 39, 129-143.
- 金子真 (2020) 「フランス語と英語における、動詞の必須項でない与格について」『青山フランス文学論集』29号, 46-75.
- Le Bruyn (2014) "Inalienable possession — The semantics of the definite article", Aguilar-Guevara, A.,

B.Le Bruyn, J.Zwarts (eds), *Weak Referentiality*, 311-334.

Vergnaud, J.-R. and M.L.Zubizarreta (1992) "The Definite Determiner and the Inalienable Constructions in French and in English", *Linguistic Inquiry*, 595-652.

動詞の語彙特性と格構造：間接目的をめぐる

尾形こづえ

元青山学院大学 文学部フランス文学科

フランス語で間接目的 *à N* を取る動詞はその代名詞化の可能性、動詞に前置される *lui* 等の与格人称代名詞、中性代名詞 *y*、動詞に後置される *à lui* 等の *à* + 強勢形代名詞に換えられるかで4タイプに分けられる (cf. Blanche-Benveniste, 1978 : 3) : (I) *lui, y, *à lui : donner* (to give), *appartenir* (to belong), *mettre* (to put), (II) *lui, *y, *à lui : parler* (to speak), (III) **lui, y, à lui : penser* (to think), (IV) **lui, y, *à lui : remédier* (to remedy)。 (I) タイプの動詞のうち、*mettre* は具体的・抽象的な使役的移動の到達点を要求するその語彙特性から、

- (1) *Elle a mis les rideaux à la fenêtre.* → *Elle y a mis les rideaux.* (She put the curtains on the window → She there-put-the curtains)

のように *y* への偏向が強いと予想されるが、与格 *lui* も現れる。本研究ではこの *mettre* に注目し、同じ (I) タイプの三項動詞の中で与格 *lui* への偏向が著しい *donner* と比較しながら、一つの動詞の構文可能性の中で *lui, y* がそれぞれどのように特徴づけられるのか、実例の観察に基づいて考察する。コーパスとして *Le Monde* (1994) の約 15000 例中の 978 例とデータ・ベース *Frantext* を使用する (以下で N_0 : 主語、 N_1 : 直接目的、 N_2 : 第2項、*prép*: 前置詞、*V*: 動詞、 $(a+b)$: *a* または *b*)。

mettre 構文中の間接目的 N_2 「+ 人間」の現れ方をまとめると与格を含む次の3タイプが認められる。

(i) 与格 1

- (2a) *Elle lui a mis son manteau.* (She-him/her-put-his/her coat)

- (2b) *Elle lui a mis la main sur l'épaule.* (She-him/her-put-the hand-on the shoulder)

(ii) 与格 2: この用法は言語レベル上有標で口語でのみ用いられ、lexical dative ではない。

- (3) *Ils m'ont mis la pression.* ← *Ils ont mis la pression (sur + *à) moi.* (They-me-put-

the pression ← They-put-the pression-on me)

(iii) 与格にならない **prép N₂**: 「+人間」

(4a) Elle met *sa confiance* (en+dans+*à) son fils. → Elle met *sa confiance* en lui. [***lui** V] (She puts her confidence on her son → She puts her confidence on him)

(4b) Elle met *sa confiance* (dans+en+*à) ce projet. → Elle **y** met *sa confiance*. (She puts her confidence on this project → She-there-puts her confidence)

(4a) の **prép N₂** 「+人間」は **lui** にならないが、同格で **en** (son fils+**lui**) が文中に表されている場合、口語では **y** で受けることが可能である。

(4a') Elle **y** met *sa confiance*, en (son fils+**lui**). (She-there-puts her confidence, on (her son+him))

これを同じく **N₁ confiance** を取る **donner** の構文と比較すると、**donner** では **N₂** は「**N₀** の行為の相手」、「**N₁** の主体的受取り手」の位置づけで、**N₂** 「+人間」は (5) のように与格になり、**N₂** 「-人間」の (6) もインフォーマントによると代名詞化は **y** ではなく与格 **leur** が自然とされる。

(5) Jujube **lui** a donné *sa confiance*. (J. GRÉCO. *Jujube* (1982)) [***y** V] (J-him/her-gave her confidence)

(6) Il n'est point de comptable qui donne *sa confiance* aux colonnes de chiffres. (ALAIN. *Propos* (1936)) → [**leur** V, ***y** V] (No accountant gives his confidence in columns of figures)

mettre に可能な構文を通して与格が現れるのは、言語レベルの限られた (ii) を除くと、(i) のみで、与格の不可能な (iii) と比較すると **N₂** 「+人間」が与格になるのは、移動が具体的で明確な方向性を持ち、到達点の「+人間」に個別性、特定性が認められる時に限られていると特徴づけることができる。方向性位格 **y** はこれと比較して制約が少なく、多様な移動の到達点に代わって現れる (4a'), (4b)。他方、**donner** の構文は動詞の語彙特性により「**N₁** の主体的受取り手」である与格の存在に基づいている。今後、対象とする動詞の範囲を広げ、引き続き個々の動詞の語彙特性と与格、方向性位格、更に **à lui** の使用可能性の関係を事例の調査に基づき検証していきたい。

参考文献

- Blanche-Benveniste, Claire. 1978. À propos des traits sémantiques utilisés en syntaxe : critique du trait +/- humain. *Cahiers de Linguistique* 9, 1-15.
- Gross, Maurice. 1975. *Méthodes en syntaxe*. Paris : Hermann.
- Leclère, Christian. 1978. Sur une classe de verbes datifs. *Langue française* 39, 66-75.

尾形こづえ, 2005, 「間接目的 *lui* と *y* の対立: 動詞 *donner* の場合」『フランス語を探る – フランス語学の諸問題 III』三修社, 60-75.

2020, 「動詞の構文可能性: 方向性位格をめぐる」『青山学院大学文学部紀要』62, 133-162.

フランス語と英語における、動詞の必須項でない与格について

金子真

青山学院大学 文学部フランス文学科

本研究では、フランス語と英語に見られる次の3つのタイプの与格表現を扱った。I) (1a) のような、不可分離所有を表す構文において、所有者が与格で表され、被所有物が通常定冠詞を伴う名詞句で表されるタイプ。現代英語はこのタイプを許さず、(1b) や (2b) にみられるように、所有者は通常所有形容詞で表される。II) (2a-b) のような、くだけた会話で観察され、主語と同一指示の代名詞が与格として現れるタイプ。取り除いても真理条件の意味の違いは生み出さず、主語 (= 与格) の指示対象が出来事に参与すると同時に心理的に影響を受けることを表す。英語では南部アメリカ英語で観察され、*personal dative* と呼ばれる。III) (3a-b) のような、くだけた会話で見られる「心性与格」と呼ばれるタイプ。与格の指示対象は、出来事の参与者ではなく出来事に心理的に関わるだけである。現代英語では (6b) のような慣用句の表現でしか見られない。

- (1) a. *Je lui prends le bras.*
 b. **I took him the hand.*
 c. *I took his hand.*
- (2) a. *Je me bois un bon café.*
 b. *When I was a young girl, I had me a cowboy* (John Prine, “Angel From Montgomery”)
- (3) a. *Regarde-moi ce désordre!* (高田 2003: 19)
 「見てくれよ、このひでえさま！」(高田訳)
 b. *Cry me a river.* (Arthur Hamilton が 1953 年に作詞・作曲した曲のタイトル)

これらのタイプは一見周辺的あるいは例外的な用法に思われるが、高田 (2003: 31) が提案した「与格用法の一貫した特徴は、動詞を中心とする文の構造化に積極的に参与しないこと

にあるのではないか。動詞の「要求する」項構造から遊離して、外的要素としていわば自由に任意に文に導入されるのが与格の本質の一端をなすのではないか」という観点からすると、意義深いものであると考えられる。

本研究では、今後研究を進める準備として、それぞれのタイプに関する先行研究を比較対照し、以下のように整理した。タイプⅠ：①「英仏語の違いを定冠詞の性質の違いに帰す」分析よりは、②「両言語の違いは二重目的語構文のあり方の違いと経験者の表し方の違いに基づく」とする分析の方がより妥当である。タイプⅡ：①統語的に、「フランス語では主題役割が付与される領域（動詞句）の外にある」という分析も、②「南部アメリカ英語では二重目的語の与格と同じ位置にある」とする分析も、両言語の現象を不足なく説明することはできない。特に、前者の分析では動詞句内に位置するはずの受益者と格と共起できないことが、後者の分析では非能格動詞とは共起しない一方状態動詞と共起することが、問題として残る。タイプⅢ：①「文の左方周辺領域に位置する機能範疇の投射の指定部に現れる」とする統語的分析と②「慣習の含みを表す」という意味的分析が提案されているが、どちらの分析にとっても、タイプⅡと共起するか、累加的に用いることができるか、を明らかにする必要がある。

最後に高田（2003）が（3a）の和訳に見られるように、タイプⅢを授受動詞を用いて訳していることを指摘し、統語的観点からすると、タイプⅡ、Ⅲのような「心理的影響」を表す与格表現は、英仏語では機能範疇の投射の指定部として音声化されるのに対し、日本語ではその主要部として音声化される、という可能性を示唆した。

参考文献

- 金子真（2020）「フランス語と英語における、動詞の必須項でない与格について」『青山フランス文学論集』29号, 46-75.
高田大介（2002）「フランス語の心性与格」『フランス語学研究』37号, 19-33.

「経験者」という主題役割を担う項についての研究

高橋将一

青山学院大学 文学部英米文学科

当初の予定では、フランス語の「経験者」という主題役割を担う項の統語的性質について取り組み、英語の同様の要素と比較することを予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大への対応等でこの研究プロジェクトに対して十分な時間を費やすことができず、ここで報告できるような研究成果をあげることができませんでした。研究代表者であるにもかかわらず、このような結果になってしまい心からお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

認識的与格について

武本雅嗣

山口大学 人文学部

今年度はとくに、次のような認識動詞 (*connaître* ‘know’, *croire* ‘believe’, *sentir* ‘feel’, *trouver* ‘find’, *découvrir* ‘discover’, *reconnaître* ‘acknowledge’, *voir* ‘see’, *supposer* ‘suppose’, etc.) と結合する非語彙的与格である認識的与格 (*datif épistémique* ‘epistemic dative’) について分析・考察を行った。

- (1) Je **lui** trouve mauvaise mine. (Olsson 1984)
 I him/her-DAT find bad complexion
 ‘I think that he doesn’t look well.’
- (2) On. **lui** croit une femme dans chaque port. (Kupferman 2004)
 one him/her-DAT believes a woman in every port
 ‘People believe that he has a woman in every port.’

与格標示の有生物と直接目的語の指示対象の間には所有関係があるように思われるが、所有動詞 *avoir* ‘have’ で構成される補文構文と認識的与格構文は常に交替可能なわけではない。

- (3) a. Je suppose qu’ **il** a {peur / une peur terrible des femmes}.
(Ruwet 1981)

I suppose that he has fear a fear terrible of-the women
‘I suppose that he {is scared / has a terrible fear of women}.’

- b. Je **lui** suppose { *peur / une peur terrible des femmes }. (ibid.)

I him-DAT suppose fear a fear terrible of-the women
‘I suppose that he {is scared / has a terrible fear of women}.’

このほかにも制約があることから (cf. *Je **lui** crois une moto. (Jones 1996))、認識的与格構文は単に所有関係の認識を表すのではないことが見て取れる。基本的に、この構文は与格標示の人間が直接目的語の示す属性や特性的なものを有しているという気づきや想定を表すために用いられる。抽象的な所有の想定を表す用法は授与動詞 *donner* ‘give’ にもあり、認識的与格はプロトタイプの与格と関連があると思われる。

- (4) a. Je **lui** donne cinquante ans.
I him/her-DAT give fifty years
‘I think he/she is fifty years old.’

- b. Je **lui** suppose cinquante ans.
I him/her-DAT suppose fifty years
‘I suppose he/she is fifty years old.’

本研究では、Van Peteghem (2006) も示唆しているが、認識的与格は付与を表す動詞 (*donner* ‘give’ や *attribuer* ‘attribute’) と結合する語彙的与格からの拡張用法であるということを論じた。

参考文献

- Jones, Michael A. 1996. *Foundations of French syntax*. Cambridge: Cambridge University Press.
Kupferman, Lucien. 2004. *Domaines prepositionnels et domaines quantificationnels : Le mot de*. Paris: Duculot.

- Olsson, Hugo. 1984. La construction *Je lui trouve mauvaise mine* en français moderne. *Studia Neophilologica* 56. 183-213.
- Ruwet, Nicolas. 1981. The 'epistemic dative' construction in French and its relevance to some current problems in generative grammar. *Crossing the boundaries in linguistics*. (eds.). Wolfgang Klein and Willem Levett. Dordrecht: Reidel. 23-50.
- Van Peteghem, Marleen. 2006. Le datif en français: Un cas structural. *Journal of French Language Studies* 16 (01). 93-110.

起点位格 locatif d'origine の他動構文：N-*distinguer*-N-*de*N

敦賀陽一郎

元東京外国語大学 フランス語専攻

[以下の略号：N₀：第1項，N₁：第2項，N₂：第3項，N₃：第4項，N₀：主辞，V：動詞，N₁：直接目的，_{pl}：複数，_{sg/pl}：単数または複数，*de*N_{2.orig}：起点前置詞 *de*（“from”）つき間接目的，*se*₁：N₀と同一指示の動詞前置代名詞（“-self”），*-prép*N₃：第4項前置詞句，*par*（“by”）：動作主前置詞，_{orig}：起点，*être*Vé（“beVed”）：受動形，*et*（“and”）：等位接続詞，*Il*（“It”）：非人称主辞]

前年度は到達点に関係する与格－方向性位格を分析したが、今回はこれに対立する起点（point d'origine）に関係する動詞 *distinguer*「区別する」の構文（*distinguer*-N-*de*N “*distinguish*-N-*from*N”，*se-distinguer-de*N “*distinguish*-*itself* (*themselves*)-N-*from*N”等）を *Le Monde* 紙（1994）の 959 例（以下 occ.）を元に調査する。主な関連構文は次の通りである。1. N₀-V-N_{1.sg/pl}（533 occ.），2. N_{0.sg/pl}-*se*₁-V（328 occ.），3. N₀-V-*prép*N₁（37 occ.），4. N_{0.sg/pl}-*être*Vé（56 occ.）特に二グループの対比（「A を B から区別する」，「A と B を区別する」等）の観点からは次の下位クラス構文（計 576 occ.）の比較が問題になる。（人称自動詞構文 5. N₀-V（直接，間接目的なし：5 occ.）や非人称構文 6. *Il*-V（0 occ.）は無視しうる。）

1.2.1.	N ₀ -V-N _{1.pl}	112 occ.
2.5.1.	N ₀ -V-N _{1.sg/pl} - <i>de</i> N _{2.orig}	212 occ.
2.2.	N _{0.pl} - <i>se</i> ₁ -V	35 occ.
2.3.1.	N _{0.sg/pl} - <i>se</i> ₁ -V- <i>de</i> N _{2.orig} （- <i>prép</i> N ₃ ）	96 occ.
2.3.3.2.	N _{0.pl} - <i>se</i> ₁ -V- <i>par</i> N ₃	67 occ.

3.2.	N_0 -V-entre $N_{1.pl.loc}$	34 occ.
4.2.2.	N_0 -V-entre $N_{1.loc}$ -et- $N_{1.loc}$	23 occ.
4.2.1.1.	$N_{0.sg}$ -êtreVé-de $N_{2.orig}$	6 occ.
4.2.1.2.	$N_{0.pl}$ -êtreVé-de $N_{2.orig}$	3 occ.
4.2.2.2.	$N_{0.pl}$ -êtreVé-par N_3	11 occ.

Distinguer の中心的な意味である「A を B から区別する」との関連で次の三構文を比較する : i. On distingue A de B “One distinguishes A from B”, ii. On distingue A et B “One distinguishes A and B”, iii. On distingue entre A et B “One distinguishes between A and B”. 高頻度は i, ii の他動構文と iv. 代名動詞構文 A se distingue de B “A distinguishes Aself from B” で, 出現数は i. 212, iv. 96, ii. 53, iii. 23 の順になる. A と B の「対比」は de つきの i, iv が一番明確であり, 次は entre による iii であるが iii は低頻度で ii との区別も不十分である.

参考文献

- GROSS, Maurice (1975). *Méthodes en syntaxe*, Paris : Hermann.
- GROSS, Maurice, COURTOIS, Blandine (pr.) (1997). *Index du DELAS. v08 et du Lexique-Grammaire des verbes*, Paris : Université Paris 7-CNRS UFR d' informatique LADL; (2011). Gross-Marne La Vallée.index-entries.csv.
- GUILLET, Alain & Christian LECLERE. (1992). *La Structure des phrases simples en français, Constructions transitives locatives*, Genève : Droz.
- MARTINET, André (1979). *La Grammaire fonctionnelle du français*, Paris : Crédif-Didier.
- TSURUGA, Yoichiro 敦賀陽一郎 (2020). 「フランス語における動詞 distinguer の構文 — N-V-N-deN, N-V-N-et-N, N-V-entreN-et-N について Les constructions du verbe distinguer en français — autour de : N-V-N-deN, N-V-N-et-N, N-V-entreN-et-N」, 東京外国語大学, 『ふらんばー』46, 1-17.

不定詞付き対格構文における対格の出没 — 動詞 *allege* の場合 —

中澤和夫

青山学院大学 文学部英米文学科

不定詞付き対格 (accusative with infinitive) とは, (1) に見るように, 線形構造としては主語名詞句の後ろに動詞が来て, その後ろに対格名詞句そして *to* 不定詞句が後続する構造である。

(1) $NP_1 V NP_2 to VP$ (NP_1 は主語名詞句, NP_2 は対格名詞句)

このような線形構造を持ついくつかの構造は, 表面的には同じ範疇の語連結であっても, 現われる動詞によって, いわゆる「深層構造」が異なり, それに応じてさまざま, 統語的に異なった振る舞いを示す。代表的な動詞の例として *believe*, *want*, *force* を考える。それぞれの場合の NP_2 は WH 移動が可能で, *want* 以外では NP_2 は受身の主語に移動可能である。しかし, これらの動詞で, その後ろの対格名詞句 NP_2 を欠いた形 $NP_1 V to VP$ となると, *want* 以外では, いずれもが不可, すなわち非文法的である。

これらの動詞に対して, *allege* の振る舞いはかなり異質である。これらの動詞の振る舞い, および *allege* の振る舞いを比較して表にすると以下ようになる。

表1 *believe* と *want* と *force* と *allege* の構文タイプ

	<i>believe</i>	<i>want</i>	<i>force</i>	<i>allege</i>
(a) $NP_1 V NP_2 to VP$	OK	OK	OK	*(OKもある)
(b) $WH_i NP V t_i to VP$	OK	OK	OK	OK
(c) $NP be Ven t_i to VP$	OK	*	OK	OK
(d) $NP V to VP$	*	OK	*	OK

本研究では, この *allege* の現れる構文は, いわば *believe* タイプから *want* タイプに拡張したという洞察のもと, 動的文法理論による分析を提出する。

参考文献

中澤和夫 (2021) 「19 世紀における動詞 *allege* の助動詞化」『近代英語研究』第 37 号, pp. 1-18.

動的文法理論における現代英文法の実証的構文研究

A Dynamic Approach to Present-Day English Syntax: Empirical Studies

研究代表者 中澤和夫

Kazuo NAKAZAWA

現在の英語学研究において、様々な理論研究が盛んであるのは確かだが、いざ言語事実を詳しく精密に記述し、かつそれを実質的な内容として理論研究の中で捉えられるものは、ほとんど見当たらないといってよいと思われる。ここで、実質的な内容を理論研究の中で捉えるということの意味は、少なくともその一部として、現代英語にみられる興味深い多数の構文を、如何に子供がその言語を習得する過程で獲得できるようになったか、という問いに答える営みである、といってよい。そうした問いに答えるために、現在、ほとんどの文法理論が、大人の文法を詳しく分析することによって解答を与えようとしている。チョムスキーの極小主義的アプローチをはじめ、ラネカーたちの認知文法、フィルモアたちの構文文法もそうであるといってよいと思われる。しかし、それらはいずれも大人の文法に依拠しているというまさにそのために、言語習得の実際の過程を説明することに成功しているとは言えない。それに対して、ほぼ現在の学界では唯一、Kajita (1977) の唱道する動的文法理論 (Dynamic Theory of Grammar) が時間軸を取り入れて、子供から大人に至る過程を考慮に入れた言語習得を説明しようとしている。動的文法理論は、多様な言語現象を自然な形で記述し、そのありようを説明しようとする理論である。本研究では、この理論に基づき、様々な現代英語の構文拡張現象を実証的な形で記述・説明することを目的とする。

本研究プロジェクトは、2020年度はコロナ禍にあって対面式の研究会はできなかったもので、オンラインによって（メール交換等を介して）、4名の分担研究者による研究を行った。以下はその報告である。

後位修飾語 combined の語法と文法 —動的文法理論の観点から—

中澤和夫
青山学院大学教授

名詞を後位修飾する語（句）は、通例、関係節の縮約されたものと考えられる。(1)では、a book を修飾する関係節中の that is が WHIZ Deletion によって消されて、written by John が a book を後位修飾している。(1)は、a book written by John という名詞句の派生方式と理解できる。なお、WHIZ Deletion という規則の妥当性については幾つかの見解があるが、少なくとも (1a) と (1b) には有意な統語的關係が存在するので、WHIZ Deletion とは、そのような統語關係を表すものと理解することができる。

- (1) a. a book [that is written by John]

↓

WHIZ Deletion

↓

- b. a book [~~that is~~ written by John]

ここで取り上げるのは combined が名詞を後位修飾している例である。次例参照。

- (2) a. More particles are contained in the first receptacle than in [all the others
combined]. (Bolinger 1975: 79)
b. China is larger than [Japan and Korea combined].

(2a, b)では、一見すると、combined が、それぞれの角括弧部分において同じように直前の名詞を修飾しているように見える。しかし、実はそうではない。

- (3) a. More particles are contained in the first receptacle than in [all the others
that are combined].

- b. *China is larger than [Japan and Korea that are combined].

先の派生方式に従うなら、(2a) の元の構造は (3a) である。しかし、(2b) の元の構造と措定される (3b) は、実は非文法的である。これはどう考えたらよいであろうか。

(2b) の表面構造 [[A and B] combined] は、実は派生的な拡張構文であると考えられる。では、どのような構文拡張のプロセスであるのか、これを略述すると (4) のようになる。

- (4) Stage 1: [(all) NP_{pl} that are combined] (基底構造 (3a))
 Stage 2: [(all) NP_{pl} combined] (WHIZ Deletion 適用後の表面構造 (2a))
 Stage 3: [(all) NP_{pl} combined] (Stage 2 の構造が鋳型 (モデル) として再解釈されたもの)
 Stage 4: [[NP A and B]_{pl} combined] (Stage 3 の鋳型 (モデル) を基にした拡張形としての表面構造 (2b))

さらに (5) のような興味深い例がある。

- (5) “I just thought it would be something dope. Social networking is important,” Wale said recently to Wired.com. “Anything that’s [social and music combined] is something I want to be a part of. I’m very hands-on with it.” (*Billboard*, 12/3/11, p.15)[藤正明氏提供]

これは (6) のような拡張の結果と考えられる。

- (6) a. [[Japan and Korea] combined] (基底構造 (2b))
 ↓ 鋳型 (モデル) として再解釈
 b. [[X and Y] combined]
 ↓ 鋳型 (モデル) を基にした拡張
 c. [[[_x social] and [_y music]] combined]

この結果、(5) は次のような特殊な特徴をもつことが可能となる。

- (7) 興味深い (5) の特徴

- a. これまで combined が修飾していたのは、いずれも指示を持つ名詞句 (referential NP) だったが、combined が修飾しているのは述詞 (predicative)

である。

- b. さらに興味深いのは、等位接続されているのは形容詞 *social* と名詞 *music* である。
- c. 通常の文法規則では形容詞と名詞を等位接続できないが、両者とも述詞という、同じ機能範疇ゆえ等位接続が可能となった。
- d. 通常の文法規則では形容詞と名詞の等位接続を関係節で修飾などできないし、よし述詞として等位接続できたとしても、それを関係節が修飾するのは到底不可であるが (**Anything that's [social and music that are combined]....*), (6) の拡張プロセスの考え方に基づくと、(5) も可能形として現れる。

こうして、非常に特殊な構文 (5) は、動的な構文拡張の結果と考えられる。

参考文献

Bolinger, Dwight. 1975. "On the Passive in English." Adam Makkai and Valerie Becker Makkai (eds.) *The First LACUS Forum 1974*, 57-80. SC, USA: Hornbeam Press.

[研究報告 2]

関係詞の相対的結合力について

河野 継代

東京学芸大学名誉教授

英語には形態の異なる三種類の関係詞、ゼロ形、*that*、*wh* 形、がある。これら三種類の関係詞は先行詞との結合力がそれぞれ相対的に異なると思われる。

(A) 関係詞の相対的結合力についての仮説

英語の三種類の関係詞の中で、先行詞との結合力が最も強いのがゼロ形関係詞であ

り、逆に最も弱いのが **wh** 形であり、**that** はその中間である。

仮説 (A) を支持する証拠はこれまでにいくつか示されている (河野 (2012, 2016) 参照)。

そのひとつに二重制限節における関係詞の生起順序がある。仮説 (A) が正しければ、二重制限節においてゼロ形と **that** が共起した場合には、先行詞との結合力がより強いゼロ形がより弱い **that** よりも先行詞に近い位置に生起するはずで、この予測は言語事実と一致する (河野 2012: 150)。

- (1) a. The book Bill bought that Max wrote was boring.
b. *The book that Bill bought Max wrote was boring. (Weisler 1980: 627)

したがって、二重制限節に関する上記の事実は仮説 (A) を支持する証拠となる。

英語には上記のような二重制限節だけでなく三重制限節もある。三重制限節とは、同じ先行詞に3つの制限節が接続詞なしに連続して生じている関係節のことである。仮説 (A) が正しければ、三重制限節においても関係詞の生起順序は (A) の仮説に従っていることが予測される。事実はどうであろうか。次例を見てみよう。

- (2) To say that the book [which you have not opened], [which you have not read], [which you do not possess], offends you seems to me to be not just a peculiar position but a reprehensible position. (The Sunday Times 941002)

この例は **wh** 形の関係詞 **which** が3つ連続して生起している例で、仮説 (A) の予測と矛盾しない。というのは、仮説 (A) は同じ種類の関係詞が連続して生起する可能性を排除しないからである。

では、異なる種類の関係詞が三重制限節に生起している場合はどうであろうか。次例を見てみよう。

- (3) He wished there were someone [he knew in school] [he could show the drawing to] [who would appreciate it]. (Irwin Shaw. 1976. Rich Man, Poor Man. p. 61)
(4) And there was that one dark fact [no one mentioned], [that he himself had not dared to ask], [that Don Corleone ignored]. (Mario Puzo. 1969. The Godfather. p.303. (梶田 1990))

(3) では、第一関係詞と第二関係詞はどちらもゼロ形なので、仮説 (A) の予測と矛盾しない

い。また、第二関係詞と第三関係詞の生起順序は仮説 (A) の予測と一致している。というのは、第二関係詞のゼロ形は第三関係詞の *wh* 形よりも相対的に先行詞との結合力が強く、前者のほうが後者より先行することが予測されるからである。

(4) では、第一関係詞がゼロ形で、第二関係詞が *that* であるので、仮説 (A) の予測と一致している。先行詞との結合力が相対的に強いゼロ形の関係詞のほうが相対的に弱い *that* よりも先行しているからである。第二関係詞と第三関係詞はどちらも *that* なので、仮説 (A) と矛盾しない。

以上、三重制限節の関係詞の生起順序は、どの二つの関係詞の組み合わせをとってみても、仮説 (A) と矛盾しないことを示した。したがって、仮説 (A) は三重制限節の言語事実によっても支持されることになる。これで、仮説 (A) を支持する証拠がまたひとつ増えたことになる。

参考文献

- 梶田優. 1990. 「範疇、意味、文法関係—述語名詞表現とその「関係詞化」—」『英語の実証的研究にもとづく文法理論の比較研究』平成元年度科研費研究成果報告書, 60-73.
- 河野継代. 2012. 『英語の関係節』東京: 開拓社.
- 河野継代. 2016. 「関係詞の選択と限定修飾力」『英語語法文法研究』第23号, 86-101.
- Weisler, Steven. 1980. "The Syntax of *That*-less relatives." *Linguistic Inquiry* 11, 624-631.

[研究報告 3]

As/Though 譲歩構文の派生的展開

牛江一裕
埼玉大学名誉教授

次のような As/Though 譲歩構文には以下に見るように順次的な展開と捉えることができる現象が観察される。それらを動的文法理論の視点から考察する。

- (1) Intelligent as John is, he can't figure out how this works.
 (2) Intelligent though John is, he can't figure out how this works.

これらはよく似ているのだが、出所・起源が異なる。(1) は古くは (3) の形式であり、同等比較と同じ形式から前の as が落ちて現在の形になった構文である。

- (3) The world, as censorious as it is, hath been so kind, etc.

(2) の形式は OED で見る限り 1840 年が初出で、比較的新しい構文であり、もともと譲歩を表す *though* が *as* による譲歩構文をモデルとして移動規則により (2) の形式で用いられるようになったという可能性がある。(1) の形式には移動の基となる形が存在せず、移動規則によって派生されたものではない。その出自の違いが性質の違いとして現れる。

(1) は同等比較と同じ形式から派生したものであるとすると、形容詞と用いられるのが基本的な形であると考えるのが妥当である。*as tall a boy as ...* の形式は後になって現れる。子どもの言語獲得の際には言語資料として *as ... as* の形式が資料として与えられないので、歴史的変化の過程をそのまま繰り返すわけではない。移動規則で生成されたのではない、そのままの形式で憶えるということになる。その際には形式上の特徴がその後の拡張においても色濃く反映される可能性が高い。

(1) における形式上の特徴を挙げると、① *as* の前は形容詞、それは② *as* の前は Head (主要部) (で始まる)、③ *as* の前は動詞 *be* の叙述補部として働いている、そして④ *as* の後ろの動詞は *be*、等がある。(1) から、これらの特徴を持つ (4) の形式に拡張する。

- (4) Beautiful swimmer as she is, she refuses to compete.

この場合無冠詞であることが特徴で、①を守っていることが一つの要因であろう。それに加え、叙述名詞が不定冠詞を含む場合にのみ *as* の前に現れうることから、無冠詞でも復元可能性を維持していること、さらに歴史的に比較級の *as NP as* で、冠詞が落とされることがあったことも関係している可能性がある。

③の叙述補部であることにより、②から④を守って叙述名詞句にも拡がる。

- (5) *(A) genius as John is, he can't figure out how this works.

Culicover (1982) は *As/Though* 譲歩構文いずれに対しても X^1 レベルの要素が移動されるとしているが、なぜ X^1 レベルの要素が *as* や *though* の前に現れるのが問題である。②は

それに対する解答を与える。②を守ってさらに主要部+補部、つまり X^1 に拡張すると考えられる。

(6) Surprised at John's remarks though Mary was, she said nothing.

英語においては Head で始まる構成素は X^1 である。

②③④を保持して形容詞句、名詞句と機能的に同じ前置詞句にも拡張される。

(7) In trouble as he is, John still smiles bravely.

さらには④を守り動詞句にも拡張する。

(8) Sleeping soundly as he was, the noise eventually woke him.

(7) や (8) への拡張には意味的な要因も絡む。形容詞を伴った (1) が持っているもう一つの性質として、⑤ as の前の要素は段階性を持つ、ということが挙げられ、前置詞句や動詞句でもその性質を持つものは容認度が高くなる。ただし、動詞句でも be があれば必ず前置できるというわけではなく、他の要因が複雑に絡み合い、状況は一律ではない。

ここで as と though で微妙な差が出るという指摘がある。

(9) Get sick though/*as he did, John still enjoyed the trip.

この差は as が④の性質を though より強く求めることによるように思える。Though 譲歩構文は移動規則により派生されるが、as 譲歩構文はそうではないことにその理由を求めることができると思われる。移動規則は構成素を広く対象とするため、though のほうが be の存在に左右されにくい。ただ as でも動詞句が助動詞の do を伴って容認される場合がある。

(10) Try as I might/would/did, I couldn't solve the problem.

この文は However hard I tried と言い換えることができ、譲歩ではあるが意味的にやや異なる。起源的にも異なるため、現時点では別の構文として扱う方がよさそうだが、共時的には何らかの関係があるかもしれない。

このように、いくつもの性質が束として存在する形容詞を基本とした構文が、ある性質を

欠くがそれ以外の性質は保持した少し異なる形式に拡張し、それが次の段階で別の性質を欠いてさらに別の形式に広がる、あるいは、ある性質を手がかりとしてその方向で拡張する、という現象が *As/Though* 譲歩構文に見られることは明らかである。形容詞句、名詞句、副詞、前置詞句、動詞句それぞれにおいて良い場合からだめな場合まで様々な段階性がある。同じ構文でも、容認度が落ちる、頻度が落ちるなど、周辺的であるものは確実に存在し、たとえばある範疇の移動規則として一律の規則で扱うことは不可能である。

参考文献

Culicover, Peter. 1982. *Though-Attraction*. Indiana: Indiana University Linguistics Club.

[研究報告 4]

連結詞分布に課せられた制約について

藤 正明

東京海洋大学教授

1. はじめに

理論言語学を構成する多様な研究領域における一般化は、通常それぞれの研究領域内で記述・説明が行われるのみである。しかし、そのような一般化の中には、他の研究領域において、偶然とは思えないほど類似しているものが存在している場合がある。

本稿では、言語類型論で発見された連結詞分布を支配する含意的普遍特性が、他の様々な研究領域においても働いているという事実を指摘するとともに、動的文法理論による説明の可能性を示唆する。

2. 言語類型論における連結詞化に課せられた制約

Pustet (2003) は、(1) のような範疇階層上に、(2) のような含意的普遍特性が存在すると主張している。(1) の範疇階層は、それぞれの範疇が指示する事象がどの程度継続す

るのか（つまり、経時安定性の尺度）により、並べられている。範疇階層中の関係 $X > Y$ は、「 X は Y より経時安定性が高い」と解釈する。また、Pustet (2003) に従い、連結詞化という用語を、述部に連結詞が伴って現れるような用法を指すものとして使用する。

(1) $NP > AP > VP$

- (2) もしある言語において範疇階層 (1) のある範疇が述語として使用される場合に連結詞を要求するならば、その範疇の左側に出現する範疇も、述語として使用される場合は、必ず連結詞を伴う。(連結詞を必要とする範疇と連結詞を排除する範疇との境界を分割点と呼ぶことにする。)

例を挙げると、ビルマ語では NP だけが連結詞を要求し、 AP と VP は連結詞を使うことはできない。すなわち、ビルマ語の連結詞化の分割点は NP と AP の間にある。また、ドイツ語の分割点は概ね AP と VP の間にあると考えられる。つまり、ドイツ語では NP と AP のみが原則的に連結詞を要求する。実は、このような類型論で発見された一般化が、他の研究領域でも見られることを次節で指摘する。

3. 連結詞分布を支配する含意普遍特性の広がり

3.1. 社会言語学分野における連結詞化

アフリカ系アメリカ人による日常英語 (AAVE) では、(3) のような範疇階層上に、(4) のような含意的一般化が存在するとされる。(cf. Labov 1969)

(3) $NP > AP > VP$

- (4) AAVE の連結詞化に関わる範疇連鎖 (3) において、ある範疇が連結詞化される割合は、その範疇の左側に存在する範疇が連結詞化される割合より常に低い。

これは、AAVE においても、(3) の範疇階層で左にある範疇ほど、その範疇が連結詞とともに使われる可能性が増大することを意味している。つまり、AAVE でも、類型論で提案されたものと類似の一般化が存在していることになる。

3.2. 通時言語学分野における連結詞化

さらに、AAVE を母語とするコミュニティにおける連結詞使用の変化を調べた通時言語学的研究によると、世代間の連結詞使用の変化が、上記の (3) の AP を、経時安定性の尺度を使い、さらに二分割して作られた階層 (5) により自然な最小の変化として記述できることがわかった。

(5) $NP > AP_{IL} > AP_{SL} > VP$

より具体的には、ある AAVE コミュニティで、第 2 次大戦前世代では、両 AP が連結詞化の割合において VP に対して同等に高かったのに対して、第 2 次大戦後世代では、局面レベルの AP (AP_{SL}) だけがその右側の VP と同等の連結詞化比率にまで落ちていたという言語変化が報告されている。(cf. Cukor-Abila 1999)

3.3. 言語習得分野における連結詞化

英語の母語話者を親に持つ 2 歳児の発話データを分析すると、範疇階層 (5) において、左端の NP が連結詞とともに使われる頻度が最も高く、右に行くに従って、連結詞とともに使われる頻度が減るという結果が得られた。特に重要なのは、英語を母語とする 2 歳児の段階では、個体レベルの AP が連結詞とともに使用される割合と局面レベルの AP が連結詞とともに使用される割合を比較すると、前者が後者に比べて非常に高いという観察が報告されている。(cf. Becker 2000)

3.4. レジスター変異における連結詞化

最後に、以下の海事口語英語の例からわかるように、短縮レジスターの一種である口語英語レジスターでは、ステージレベルの形容詞句や現在分詞・過去分詞を中核とする動詞句が述部に使用された場合、現在時制の連結詞が頻繁に脱落する。

- (6) a. MV Victor __ aground. (SMCP:31)
 b. MV Victor __ proceeding to your assistance. (SMCP:32)
 c. No ice __ located in position 56°90'N, 178°13'W. (SMCP:38)

しかし、筆者の調査によると、述部に個体レベルの AP や NP が用いられると、容認度の著しい低下が認められた。

- (7) a. “Is the ship’s funnel blue or yellow?” – “*The ship’s funnel __ blue, sir.”
 b. “Is MV Victoria a passenger ship or a tanker?” – “*MV Victoria __ a tanker, sir.”
 c. “Is the vessel’s flag state Panama or the Netherlands?” – “*The vessel’s flag state __ Panama, sir.”

以上の事実、階層（5）を仮定し、口語英語レジスターにおける分割点を、 AP_{IL} と AP_{SL} の中間に位置すると仮定すれば、記述することができると考えられる。

4. 領域横断的な普遍特性の導出に向けて

領域横断的に見られる連結詞分布の規則的偏りを統一的に説明することは可能であろうか。統一的説明にとって最も問題になると思われるのは、連結詞分布の規則的偏りが広範囲に及んでいることであろう。特に、方言変異だけでなく、一個人の中でのレジスター変異にまで広がっていることが重要である。このような変異の広がりを原理とパラメーターだけで説明することは難しいと思われる。一方、動的文法理論では、以下のような説明の方向性が考えられる。

まず、連結詞は動的な過程で派生的に導入されるとする。連結詞を導入しない場合は、タガログ語タイプが出現する。

第二に、連結詞が導入される場合は、最初に、最も経時安定性の高い NP を持つ述部に導入される。そして、一旦導入された連結詞は経時安定性の高い述部からより低い述部へと徐々に広がっていくとしてみよう。このように考えると、範疇階層（5）と含意一般化（2）が帰結として導出できる可能性がある。

第三に、習得途上の子供は、入力データの量や質及びその他の要因で、親の連結詞拡張の場合とは異なる到達点まで拡張することがある。連続する二世代の拡張の到達点が異なる場合、その異なり方は一般に非常に小さな差異となるはずである。こう考えれば、AAVE の微細な言語変化に説明の道が開かれる。

第四に、言語におけるレジスター変異の存在そのものが、大人の I 言語は一枚岩ではなく、部分的に異なる複数の文法集合から構成されていることを示している。それらの文法群は ‘is based on’ の関係で相互に結びつき、最も遠くまで拡張した文法（原則的に標準文法）を除くと全て短縮文法からできていると推察される。もし言語習得途上で形成された中間段階の文法が大人の I 言語でも照会可能な形式で残存しており、コミュニケーション上の圧力により、手短な発話が求められるような環境では、そのような中間段階の文法を照会して、言語活動を行うことができるとすると、口語英語でなぜ幼児英語のような連結詞化制約が存在しているのかを説明できる可能性が出てくるものと思われる。

参考文献

- Becker, Misha. 2000. *The Development of the Copula in Child English: The Lightness of Be*. Doctoral Dissertation. University of California, Los Angeles.
- Cukor-Abila, Patricia. 1999. "Stativity and copula absence in AAVE," *Journal of English Linguistics* 27, 341-355.
- Labov, W. 1969. "Contraction, deletion, and inherent variability of the English copula." *Language* 45, 715-762.
- Pustet, R. 2003. *Copulas: Universals in the Categorization of the Lexicon*. Oxford: Oxford University Press.

言語資料

- IMO Standard Marine Communication Phrases (SMCP) -Book and CD. 2002. International Maritime Organization.

文学部附置研究 「公共空間における〈短文のジャンル〉」 2020 年度 活動報告

Le genre bref dans l'espace public

文学部フランス文学科・教授 France DHORNE

プロジェクト「公共空間における短文のジャンル」は2019年度から始まったもので本年度は2年目に当たる。その目的は最近まで言語学で研究されることが稀であった日仏語での都市に見られる掲示、交通標識、広告ポスターなどのごく短いテキストのコーパスを調査し、このディスコースのジャンルの特徴的な性質、特にその主体間関係のヴァーチャル性とこの空間の利用者の示す独特な行動への要求を明らかにすることにある。初年度は日仏プロジェクト「公共空間における短文ジャンル」のテーマに沿ってメンバーそれぞれが美術館特別展のポスター、ビール・オノマトペ・命令表現などに関わる広告ポスターや標識、掲示板という分散的なテーマを個別的に研究した。本年度は全体を小グループに分け、各グループが異なる研究テーマを超えて共通項を見出すことを目指した。これによってメンバーは自分の研究を他のグループメンバーの研究と比較することで多様な視点に立つことが可能になった。

I 研究会、講演会

プロジェクトメンバーの研究会は3回開かれ、また講演会が1回、そしてコロナ禍を避けるための遠隔会議ではあったが我々と同じテーマを扱うパリ第3大学研究チームと合同で研究発表会や講演会を持つことができた。

(A) 日本チーム研究会

2020 年

6月25日 フランスチームの参加を得て、遠隔会議により合同研究の進め方、2020年度予

2 文学部附置人文科学研究所報告第3号

定のシンポジウムの日程などを話し合った。

9月13日、各メンバーの研究状況の確認をし、次いで冒頭に述べた小グループによる研究の枠組みについて議論した。

12月19日 各小グループの研究成果の報告と議論が行われた。

2021年

3月27日 6月に予定されていたパリ第3大学主催のシンポジウムに日本側から参加するメンバー6名がそれぞれの発表を紹介し、それについて議論した。そのリストは次の通りである。

中尾和美 公共空間で稀な仏語表現 *s'il vous plaît*

山本大地 公共空間で子供に向けられる日本語の命令・依頼表現

須藤佳子 日本語の映画ポスターと美術館ポスターに現れるキャッチコピーと共感の誘発

金子真・志村佳奈子 命令形で現れる広告スローガンは隣接する名詞と繋がるか？

France Dhorne 依頼からナッジへ、公共空間におけるインセンティブの形態

(B) 日本チーム講演・研究会

2021年

1月30日 Sophie BUHNIK 「住民不在の都市を語るー都市の縮小」 Buhnik氏は日仏会館の日本研究所に所属する土地開発研究の専門家。遠隔で行われたこの公演はパリ第3大学のフランスチームも参加した。

(C) パリ第3大学主催合同講演・研究会

2020年

10月2日 Marta SEVERO と Sarah GENSURGER 講演 「外出禁止期間での窓」

12月4日 Imtraut BEHR と Eva VAYSSIÈRE 講演 「公共空間における新型コロナについての小スペースでのメッセージ」

2021年

2月5日 安齋有紀（青山学院大学チームメンバー）講演 「公共空間における音声アナウンスでの主体間関係」

II グループ研究

グループ1：安齋有紀、須藤佳子、France DHORNE、Sylvain ADAMI

テーマ：公共空間におけるディスコースのターゲット構築とヴァーチャル性

このグループは以下の2点を明らかにした。1) 公共空間における掲示、ポスターなどは全て読み手-対話者に何らかの行動を促すものだが、一般にターゲットとなりうる人々全体に呼びかけるものと考えられている。しかし安齋の口頭アナウンスの分析を通して、これらのディスコースにより特定の場所（掲示の位置）で特定の時（メッセージを読む時）にヴァーチャル又は現実の人をターゲットとされることが浮かび上がった。これこそ公共空間に特有な現象である。そしてこれによりドルヌが指摘するようにフランス語での駐車を禁じる表現が読み手の視点に依ることが説明される。2) 他方映画のポスターのディスコースの持つストーリー性は須藤が示すように広告のディスコースのストーリー性（storytelling）と軌を一にするものではあるが、都市の掲示には現れにくい。しかしシートベルトの着用のような規範的行動の促進ポスターなどに現れることもあり、その場合には上記1)と同様の分析が有効である。

3つの異質なコーパスはどれもが他の2つのコーパスでは注目を逃れてしまいがちな特性を持つが、それぞれのアプローチを隔てる閾を取り去ることで受信者-ターゲット、つまりヴァーチャルな受信者のヴァーチャルな特性を問題化し、この発話空間の構築をテーマとして取り上げることができた。

France DHORNE（青山学院大学文学部・教授）、Sylvain ADAMI（青山学院大学文学部・准教授） 公共空間におけるインセンティブの形態

公共空間に置かれた掲示に現れる命令表現の比較によって日本とフランスの社会での言語の制約・社会関係・空間構築を考察することが本研究の目的である。今回は調査対象を掲示のターゲットとなる人の行動規制、特に駐車禁止の掲示に絞った。問題としてまず仏語での行為表現の名詞化による掲示者の主体性の消去が挙げられる。これは *Prière de ne pas stationner* のように相手に対する礼儀が守られていても観察される。対して日本語では名詞化表現であっても権威またはごく限られた権威である「警察署」、「市」、「マンション組合」などが署名としてソースを明示することが多い。次に対話者（掲示の読者）の場が問題となる。仏語では禁止する *interdire* 行為の名詞化は文法的に可能であるが、禁止される行為の方を名詞化する方がより好まれる（*Stationnement interdit*）。禁止された行為は掲示の位置、掲示を読む行為の時、そして行為の主体によって定位されるのであり、こうして視点をその度ごとにターゲットとなる読み手に移動することが可能になる。そして命令は背景に置かれる。これは仏語で形容詞が名詞に後置される時は対象を分類する機能を持ち、パラダイム（禁止／義務／許可）を構成することによる。従って日本語の「マスク着用」は仏語では **Port du masque* ではなく *Port du masque obligatoire* となる。

逆に日本語では視点が発話者に置かれるので、日本語文法の基本である社会関係が発話構築の中心に置かれる傾向が強い。「路上への駐車は固くお断りします」、「駐車ご遠慮くださ

い」、「お願いいたします」などがこのことを明示している。

公共空間における掲示は日仏語共に対話者たちのヴァーチャルな共在という問題を具体的に提起することを見たが、この問題のより詳細な考察は今後の課題である。

須藤佳子（日本大学商学部・准教授） 映画ポスター／美術展ポスターにおけるナラティブ・コピーの共感的機能について

本研究は、日本語の映画ポスターで多用される「ナラティブ・コピー」をとりあげ、受容者の共感を誘発する機能について考察をおこなった。ナラティブ・コピーとは、物語が広告対象の一部である作品の宣伝において登場人物や語り手の声を模して物語世界を報告するキャッチ・コピーを指して用いている。このタイプのキャッチ・コピーは、映画ポスターに頻繁に用いられるだけでなく、美術展のポスターにも用いられることを確認した。

映画においては、登場人物や語り手の声が映画で表象される物語世界とさまざまな関係をもつことが慣習的手法により示される（Bordwell et Thompson）。ポスターにおいてそれらの声を模倣するナラティブ・コピーは、広告言説の内的コミュニケーション回路（Charaudeau）のうちに物語性を演出し、多層的な参照軸を導入すると考えられる。このため、物語状況内の発話や語りの状況を参照して解釈されると同時に、広告言説の受容状況に即して解釈される可能性も開かれ、発話内にあらわれるダイクシスや間主観性マーカーの解釈を多義化する。この重層的な解釈可能性が、ポスター受容者に共感をひきおこし作品鑑賞へと誘う方略として用いられていると考えられる。

安齋有紀（島根大学法文学部・准教授） 公共空間の音声アナウンスにおける発話主体間関係

昨年度に引き続き、道路・公園・交通機関／施設の公共空間におけるマナー違反の行為（法的違反行為も含む）に対して、監視カメラとともに設置されたスピーカーを通してリアルタイムで対象者に注意（警告・指示）や協力要請をする場面のアナウンスについて、フランス語の事例を中心に分析を行った。これらのアナウンスでは、カメラとスピーカーを通してではあるが、対象者（アナウンスの受信者）の映像や発信者の音声という個人を特定できる要素によって対面対話のような伝達場面が擬似的に作り出され、特殊な対話主体間関係が構築されている。この主体間関係について、今年度はコロナ禍におけるアナウンスにも注目した。不特定多数の人が集まる公共空間では、マスクの着用やソーシャル・ディスタンスなど注意（警告）や協力要請のアナウンスが増えており、利用者に時として厳しい規制を告げざるを得ないという事情があるため、音声アナウンスを担当する部署では人々の反応を映像から検証し、テキストの長さや表現の適切性・効率性を検討している。特に個人が特定されるような擬似的な発話主体間関係が公共空間で構築される場合、どのような言語

表現で伝えればメッセージの受信者（対話者）に適切な行為の遂行をその場で促すことができるのか、場面に応じた人称形態、語彙、長さ、音調、発話のタイミングなど、継続して検討すべき課題を見出すに至った。

グループ2：川口順二、栗原唯、松田里紗、木田剛

テーマ：公共空間におけるテキストに隠れたソース・ターゲット

このグループでは公共空間における広告、市町村などの共同体の地名表示、そしてフランス語を模した店名を扱った。栗原は広告において、語り手がソース（広告主）と同じ主体とは限らないこと、広告のターゲット（読み手）に常に直接的に訴えかけるわけではないことに注目し、語り手が言語や画像を通して行う自己の定義・演出を分析することでソース、語り手、ターゲットの3者の関係の複雑さと発話主体の不可視性を記述した。

共同体の地名表示は法的に書式が定められていてテキストは地名のみであり広告と異なって言語手段を用いてテキストを操作することができない。川口はこの地名表示の背後に流動的なダイナミクスがあると想定し、テキスト、ソース、ターゲット、そして掲示の場所という4者の関係から談話分析を行なった。

松田の調査したフランス語を模した店名は、広告と同様にソースによるテキストの商業的戦略のための操作があり、それがターゲットをどのように設定するのが問題になる一方、地名と同様に固有名詞に属し固定性をもつ。テキストの多様性と固定性という両極が公共空間におけるテキストのパラメータの1つを形成するという仮説では店名は両極の中間に位置すると考えられるが、3つの研究から浮かび上がったこのパラメータがターゲットとなる読み手の構築にどのように関わるのかをさらに追求する予定である。

川口順二（慶應義塾大学・名誉教授） 共同体の名称表示について

本研究では「鎌倉市」、「Paris」などの都市・市町村の名称表示に関して仮説を構築した。仮説には、以下の4つの項を措定する。

1. 掲示されたテキスト（Txt）
2. テキストの作成主であるソース（S）
3. Txtが向けられるターゲット（T）
4. 掲示の場所（P）

これら4項の関係を考える上で2つのレベルを提案する。

1つは具体的なレベル（以下L1）であり、そこでのTxtは共同体の名称（言語情報）、Sは掲示の責任者である共同体（の長）、TはPに置かれたTxtを目にする人であり、各項は他項と偶発の関係にある。より具体的に言えば、ここでのTはPの近傍を通過する車両の運転手や歩行者であるが、その特定はできない。またSは表示には現れないが、市長や町

長または議会など共同体を代表する責任主体と考えられる。Pは共同体の境界点である。掲示の目的はTによる自分の位置するまたは通過する場所の同定への寄与と想定できる。

2つ目のレベル（以下L2）は抽象的なレベルであり、各項を他項との必然的關係項と捉える。言い換えれば、市町村などの共同体の地理的同定であり、行政単位の設定である住民の法的権利・義務を規定する単位の確定である。この場合、Sはこの法的ステータスを付された権威、Tはその権威の対象、Pはこの権威の有効領域の限界点、TxtはS,T,Pという3つの関係項の関係の告示という関係を結ぶと考える。

本研究の目的は、L1とL2それぞれのより精緻な規定に加えて、この2つのレベルの関係付けを解明することである。例えばTは、L2では権威の適応範疇を対象としているのに対して、L1では公共空間における不特定多数の一範疇として場所同定に興味を持つ運転手や通行人と考えられる。

以上の分析の枠組みは公共空間における禁止や広告などの掲示に適用が可能かも調査していきたい。

栗原唯（青山学院大学・非常勤講師講師） 公共空間の掲示物における主体間作用

この研究では、公共空間というテーマのもと、とりわけ広告といった掲示物の主体間作用について考察を進め、不特定多数の潜在的な読み手を前に、発話主体がどのように自己を定義・演出しているかに注目した。

具体的には、広告上で誰が発言しているか、広告上での発言者が最終的なメッセージの担い手である広告主との関係でどのような役割を演じているか、どのような発言モードで発言しているかの記述を目指した。分析にあたり、発言者の正体・身分を示すマーカーを定義した。これには画像や署名の他、具体的な社会的役割（会社員、親など）を連想させる代名詞の使用や言葉遣いなどがあげられる。広告では、これらのマーカーを多層的に使用し、多様な発言者、発言話役割、発言モードを展開していた。発言者のタイプとしては、広告主自身、架空の主体、匿名の個人、無名（有名ではない）だが名乗っている具体的な個人、著名人そして発言主体が明示されていない非人称的なケースがあった。発言話の役割には主に、広告主の代表、顧客の代表、読み手の代表などがあげられる。発言モードとしては、独り言、証言、シーン演技、読み手への呼びかけなどが見られた。このように多岐にわたる3つの要素は複雑に組み合わさっており、広告上で、メッセージの担い手（広告主）が自らの名の下、読み手に直接呼びかけるケースはその一つのケースでしかなかった。公共空間の掲示物における発話では、発話主体がその発話の場に姿を見せることはないが、こうした不透明性が、多彩な主体間作用を作り出す場として活用されているということができよう。

木田剛（獨協大学外国語学部・教授）、松田 里沙（筑波大学大学院韻文社会科学研究所博士

課程) 日本の商店名称に現れる造語的フランス語について

本研究は、日本の公共空間で見られる商店の名称に用いられるフランス語由来の記号を取り上げ、その規則性を分析して日本で「フランス語らしさ」と思われている記号的な特徴について考察するものである。

都市が内包する公共空間には商業、広報、規則などの目的でさまざまな語句、時には文・文章が見られ、それぞれの都市特有の言語景観を形成している。日本の都市に見られる言語景観は、他の都市に比べるとフランス語やフランス語由来の記号が少なくないという特徴を示す。これは商品の名称においても同様で、フランス語本来の正書法的正誤を問われることなく名付けられたものが少なくない。アクセント記号などフランス語特有の文字記号や語彙、日本語で置き換えられる読み仮名の音韻配列は特徴的ですらある。店名にせよ商品名にせよ、これらの擬フランス語的記号は日本語の語彙体系中では外来語・造語に過ぎないが、一部は固有名詞として定着し、そのものが使用される空間やモノになんらかのアイデンティティや印象などを付与している。その言語的由来から、それらの記号に含まれる「フランス(語)」に対する公共空間の受信者の持つエピソード言語が反映されていると推測されるが、実際の公共空間の利用者が何を認識しているのか明確ではない。そこで本研究では公共空間における記号保持者・創造者の意図と実際の受信者の間の認識のずれを明らかにし、今後の実証的な社会言語学的調査のための予備考察を行った。

グループ3：金子真、志村佳奈子

テーマ：広告における命令形

このグループでは広告における命令形というテーマについて2つの異なるアプローチから出発した。志村はフランス語の命令形がその日本語で対応すると言われる命令形と大きく異なることを明らかにした。実際フランス語の広告では命令形は命令を意味することがない。これが同じ命令形でもフランス語の広告ではごく頻繁に現れるのに対し日本語では若者に呼びかける広告の一部を除いてはほぼ現れることがないことを説明するのである。それではフランス語の広告に見られる命令形はどのような過程を経て解釈されるのだろうか？金子は語用論を援用してケーススタディを行い、条件文との類似性を指摘するに至った。

金子真（青山学院大学文学部・教授）、広告における命令形のスローガンと商品名・企業名との関係

本研究では、フランス語の“nouvelle peugeot 208 // Réveillez l'énergie qui est en vous [新型プジョー 208 // 内に潜むエネルギーを呼び覚ませ]”や、日本語の「世界は君を待っていない 君が世界を掴みに行け 学習院大学」などの、命令形の形をとる広告のスローガンを取り上げ、そこに見られる商品名や企業等の名とスローガンとの関係を明らかにするこ

とを目指した。

そして、命令形の形をとるスローガンから語用論的操作を経て「・・・するならその商品・企業」という条件文で表される意味(e.g.「内に潜むエネルギーを呼び覚ますなら新型プジョー 208」)が喚起されると提案した。このように考えることによって、スローガンと商品名・企業名の間の一見漠然とした関係を明らかにし、また広告主(e.g. プジョー)はスローガンの発し手であると同時に、隠れた受益者でもあることを明確化することもできる。また広告のスローガンは、確かに直接的には広告主によって発されるが、同時にある種の「社会の要請」と解釈されることによって、広告の受け手に、商品を購入しスローガンを実行することが社会の要請を達成することに繋がると考えさせる効果もあると論じた。

志村佳菜子(東海大学・非常勤講師) 広告のキャッチコピーにおける命令形

本研究では、パリと東京の駅や地下鉄の中の広告のキャッチコピーから命令形を取り上げ、その特徴を考察することを目的とした。特にキャッチコピーの命令形で表現されている行為の実現の受益者が誰であるか、という視点から考察した。

フランス語の通常の命令形では *s'il vous plaît* が併用されることもあるが、広告のキャッチコピーには現れていなかったことに注目した。キャッチコピーに *s'il vous plaît* が現れないのは、命令形のキャッチコピーで表現されている行為の受益者が読み手であるからであり、*s'il vous plaît* は依頼文と共に現れるという仮説を立てた。Charaudeau の定義の、話し手と聞き手の立場、受益者が誰であるかという視点から、広告の命令形は、命令文、依頼文ではなく、提案であり、命令形で表現されている行為の実現の受益者は常に読み手であると考えられた。

日本の広告では命令形は数が少なかったが、若者を対象とする教育関係の広告に見られた。日本語の命令形はフランス語よりもトーンが強いが、行為の実現の受益者は読み手であった。同じく Charaudeau の定義から、日本の広告の命令形は、忠告であると考えられた。命令形の効果としては、日仏共に、命令形が対話者を前提とするマーカーである(宮地)ことから、広告を読み手との対話の場とすることができることが考えられる。

これらを踏まえ、より深めた研究を進めて行きたい。

グループ4: 中尾和美、山本大地、Baptiste PUYO

テーマ: 公共空間と私的空間に現れる言語表現とその選択

このグループの研究が共有する問題意識は公共空間と私的空間の違いにある。とりわけプヨの研究はこの問題を正面から扱っている。そこから生じる問題の一つは、言語学においてはあまり提起されたことのなかった、公共空間を規制する法の問題である。この点は、アルコール飲料の広告を対象とする厳しい法規制により、フランスの公共空間から姿を消しつつ

あるビールの広告を分析した山本によって提起されている。許可と禁止は、事実レベルにおいても、言語レベルにおいても、必然的に国、文化ごとに異なった形で言語景観を作り出すことになる。最後に主体間関係という観点から、中尾はフランス語の *s'il vous plaît* をもとに、公共空間におけるヴァーチャルな発話者と共発話者の間に構築される関係には制限があり、私的空間に現存するすべての主体間関係を再現することができないことを示している。公共空間の言語的な特性をより適切に定義するには、この側面を掘り下げることが有益だと考えられる。

中尾和美（東京外国語大学・非常勤講師） 公共空間における表示の遂行性について—要請マーカー *s'il vous plaît* の考察—

本研究では、公共空間における表示の遂行性（*performativité*）について考察するために、J. L. オースティンや J. R. サールによる発話行為論、およびオースティンの発話行為論と法的文書との関係を論じた B・フランケルの論考を援用しながら、フランスの公共空間で使用されている要請表示を中心に分析を行った。具体的には、フランス語の要請マーカーとされる *s'il vous plaît* が公共表示には非常に稀であるという事実に着目し、その使用の発話的意図と意味を説明しようと試みた。分析の結果、発話者自らが引き受けて要請を行う場合には、*s'il vous plaît* が使用されうるということがわかった。また、通常の公共表示に *s'il vous plaît* が現れにくい理由は、その使用が、発話者の存在を消し去り一般原則として提示する公共表示の性質に反するからであると主張した。さらに、1. 発信者の公共性（トップダウンまたはボトムアップか）、2. 受信者のターゲット化、3. 要請の内容（公衆がやりそうな行為か）、4. 要請の一時性または恒久性の4つの基準を提示し、これらの基準が、*s'il vous plaît* の公共表示における使用傾向を説明するだけでなく、公共表示で使われる言語表現の選択を説明する上で、ある程度有効ではないかという仮説を立てた。

山本大地（福岡大学人文学部・准教授） 掲示された日仏のビール広告におけるスローガンの語用論的分析

本研究では、掲示広告に関わる三つの側面、すなわち、公共性、法的制約、営利目的を考慮に入れつつ、日本とフランスにおけるビールの広告スローガンを考察した。掲示された広告は不特定多数の目に触れるため、アルコール飲料であるビールの広告には一定の規制が課される。その中で、いかにして商品の購買促進という目的を果そうとするのかを解明することが2020年度の目標であった。理論的な枠組みとして、広告全般にみられる語用論的な側面を図式化した *Adam et Bonhomme* を援用した。広告スローガンは究極的には「購入させる」（*faire acheter*）という発語媒介行為を狙いとしており、言語行為の中でも指示行為の側面をもつ。指示行為は明示的、非明示的いずれの手段でも実現されるが、ビール広告では

多くの場合非明示的な手段を採る。非明示的な指示行為においては、事実確認発話によって商品の品質を述べ「欲しいと思わせる」(faire vouloir)ことを目的とする。しかし読み手は広告が商品を売ろうとしていることを承知しており、その内容を「信じさせる」(faire croire)必要が生じる。こうした観点から、ビール広告のスローガンの統語的、語彙的、意味的な特徴を理解することを試みた。同時に、一見商品と関わりのないスローガンの存在を指摘し、こうしたスローガンは読み手に、広告と「コミュニケーションをさせる」(faire communiquer)という発話媒介行為を狙いとしていることを論じた。

Baptiste PUYO (筑波大学人文社会系・助教) 公共空間の構築における言語要素の役目と機能

公共空間の構築における言語の役割と機能本研究は公共空間に現れる短文ジャンルという表題の枠組みの中で、公共空間という概念を基盤としてそこに観察される書かれ又は話されるディスコースを公共メッセージとして定着させるプロセスに注目した。既に我々の研究グループが明らかにしたように広告ポスターや掲示板などに見られる言語媒体はディスコースの対象となる人々を特化して全体の一部、断片として捉えることで分類している。様々なタイプのディスコースによってターゲットとされる人々をその度ごとに新たに設定することで物理的空間としての都市を断片化するのだが、本研究はこれを調整する言語のメカニズムの分析を進めている。そこで明らかになったことは公共空間が特定の発話状況に特有の記号過程(セミオーシス)によって構成されているということである。自己に対する関係は公共のディスコースにおいて同時的である。今後ここで得られた結果を深めていくことを目標とする。

Ⅲ 終わりに

各グループと各メンバーの研究の要約を見てきたが、これを総括すると次のように結論づけることができる。

公共空間に見られる短文テキストは「入口／出口」のような掲示にせよ「除菌 99.9%」のような広告にせよ情報を伝達していることは確かだが、その真の機能は情報伝達ではなく、目指すターゲットである潜在的顧客や公共空間の利用者から何らかの行動を誘発することなのである。サールの発話行為理論の術語で言えば発話媒介行為である。

一般の発話行為から公共空間のポスターや掲示板を区別するものは既に対話者のヴァーチャル性である。発話媒介行為は確かに発話者の意図、意思を前提とするが、本年度の研究は総合的に見てメッセージの受け手をターゲットに設定する操作が何よりも重要であること

を示している。この操作とはメッセージを受け手がどのように解釈するかを想定し再構築することであり、受け手はこの操作によって共発話主体のステータスを得るのである。共発話主体はその置かれた具体的状況、メッセージを読む時（時／時間）そして場の性質を必ず再構築の必須要素とする。メッセージを読む場（道路、工事現場）によってはテキスト（一方通行、立ち入り禁止）がステレオタイプ化される傾向が強く、ターゲット設定が非可視化する現象（任意の運転手、通行人なら誰でも）もあるが、上に述べた基本的操作による共発話者の構築は必ず介入する。

本年度はフランスチームとの定期的意見交換を行なったが、フランス側のより包括的なアプローチに比べると日本側ではこのターゲット設定を中心に研究が展開されたと言えよう。

近世日本における海外情報の研究 —2020 年度研究プロジェクト成果報告—

The Study of Overseas Information in Early Modern Japan

プロジェクト代表 文学部史学科 岩田みゆき

Miyuki IWATA

1 はじめに

本研究は、「鎖国」政策をとった江戸時代において、海外情報がどのように日本に伝えられ、幕府・諸藩を始めとして、民衆世界にまで広まっていったのか。またそのことが日本の近世社会をどのように特徴づけていったのか、ということについて、具体的事例をもとに明らかにしていくことを目的としている。

本研究は、2016 年度から 2018 年度にかけて行われた、青山学院大学総合研究所プロジェクト「和蘭別段風説書の研究」の研究成果を引き継ぐものである。この総合研究所プロジェクトでは、全国に残された別段風説書の写本の所在調査と、その中から厳選した各年度の別段風説書のすべて、及び研究論文を収録した『オランダ別段風説書集成』（吉川弘文館 2019 年）を研究成果として出版することができたが、ここに収録した別段風説書の内容や伝播・活用の実態、成立と終焉、通常のオランダ風説書との関係や、唐風説書との関係など、まだ多くの課題が残されている。人文科学研究所研究プロジェクトでは、これらの残された課題に取り組み、さらに研究を深めるとともに、より広い視野で近世日本における海外情報をとらえていくことを試みた。

本プロジェクトチームは、研究代表者岩田と、いずれも近世日本の海外情報に関する研究を牽引する、本学名誉教授片桐一男、東洋大学教授岩下哲典、本学文学部非常勤講師・神奈川県立歴史博物館主任学芸員嶋村元宏、本学院高等部教諭佐藤隆一、開成高等学校教諭松本英治、本学部大学院在学生白石広子の六名の特別研究員で構成されている。研究分担は、それぞれの研究テーマと実績に基づいて進められ、研究会を中心に活動を行った。研究会の実績は以下のとおりである。

第 1 回 8 月 1 日 嶋村元宏 大槻磐溪の異国情報分析—『大槻清崇雑記』中の朱書から—

第 2 回 8 月 29 日 松本英治 書評 風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』

2 文学部附置人文科学研究所報告第3号

第3回10月31日 岩下哲典 海外情報と攘夷—嘉永期の清河八郎と阿部正弘を例として—

第4回11月14日 白石広子 バタヴィア 1675 年、「はる」が書いた「そじやう」とその意義—日蘭通商への苦情—

第5回 1 月23日 佐藤隆一 オランダ別段風説書と塩谷宕陰の海防論

岩田みゆき 幕末期における長崎貿易商人の海外情報

—京宿老巨智部忠陽長崎在番日記『要録』の検討

第6回 2 月27日 松本英治 長崎奉行戸川安清とその日記

なお、研究会は、新型コロナウイルスの影響により、すべてオンラインによる研究会となった。また、2021 年度科学研究費補助金基盤研究 B「オランダ別段風説書の研究」との合同研究会として開催し、第6回では科研メンバーである本学教授割田聖史氏による「別段風説書に見る 1850 年代のヨーロッパ」の報告もあったことを付言しておく。特別研究員の片桐一男氏は、この間「勝海舟とキンスベルゲン」（『日本古文書通信』1097 号 2020 年 12 月）の執筆や、日本経済新聞の特集「憧れの長崎—西遊の系譜（1）～（3）」（12 月 6・13・20 日）の取材に答えるなど研究成果をあげられ、関連資料の提供や助言などで研究会活動を支えた。

以下、今年度の活動や、研究会での報告内容に基づき、本プロジェクト研究員各自で研究成果報告を行う。コロナ下で十分な研究活動が出来なかったにもかかわらず、積極的に本研究所プロジェクトにご参加・ご協力いただいた皆様に謝意を表したい。

2 研究成果報告（以下アイウエオ順）

① 1852 年ペリー来航予告情報（別段風説書・バタヴィア総督公文書・日蘭通商条約草案）

東洋大学文学部史学科教授 岩下哲典

今期は、これまで研究してきた嘉永5年（1852）の別段風説書、バタヴィア総督公文書、日蘭通商条約草案の一連のペリー来航予告情報の研究を総括した。その結果、下記の知見を得ることができた。

1852 年4月、バタヴィア総督は、対日通商条約締結という特殊任務を帯びた長崎オランダ商館長にドンケル＝クルチウス（以下、商館長）を任命した。6月長崎に着任した商館長は早速、通常の風説書と別段風説書を提出した。1840 年から毎年出されていた別段風説書には、アメリカ合衆国遣日使節ペリー艦隊の浦賀渡来予告情報（ペリー来航予告情報第一報）が収録されており、アメリカのキューバ侵攻や西洋列強のアジア進出なども掲載されていた。長崎奉行は、かん口令をしいて翻訳を急がせた。

一方、商館長は、総督公文書（ペリー来航予告情報第二報）も提出書簡の中に忍ばせてい

た。長崎奉行は受領しないこともできたが、商館長が熱心に日本に有益な情報であると説いた。奉行は総督公文書を受領の可否を江戸の老中に問い合わせた。老中首座阿部正弘は、海防掛に諮問、風説書同様の扱いで返信を要しない覚書として受領せよとの返事が長崎に届いたのは8月下旬であった。総督公文書には、日蘭通商に関する「方便」があると記され、9月下旬、「方便」たる日蘭通商条約草案（ペリー来航予告情報第三報）が日本側にもたらされた。これまでの長崎貿易の成文化だが、日本外交の自主性を損ないかねない内容も滑り込ませていた。10月幕府評議が行われ、長崎奉行の江戸帰着を待って同職に諮問することに決した。11月に帰着の奉行牧義制は、オランダ人は貪欲で、貿易量拡大のため、情報をもたらし、情報は信用できないと答申した。これにより、幕府の対外方針は何も対応策を講じないことになった。別段風説書からの一連のペリー来航予告情報群を提供したオランダ側の目論見はついた。

しかし、別段風説書の情報を入手した伊予宇和島藩主伊達宗城は、越前福井藩主松平春嶽に情報をリークし、10月春嶽は、水戸斉昭に幕府に建白すべきと依頼、斉昭は、11月に拒否の書簡を春嶽に送った。ただ、翌年1月斉昭は関白鷹司政通にたいしてペリー来航予告情報第一報を送っている。これは、12月に福岡藩主黒田斉溥が幕府に対して建白書を提出し、徳川御三家に対して海外情報のリークと諮問・政治参与、対外政策の確定、海軍創設を提案したことと関連がある。すなわち、斉昭は、姻戚関係にもある政通および朝廷に支援を求めようとしたと考えられる。斉昭、幕政参与就任の場合、京都の支援が欠かせないと考えていた。別段風説書が極めて高い政治性を帯びた事例と考えることができる。

なお、黒田の建白書の前に、御三家筆頭尾張藩主徳川慶勝が写本したペリー来航予告情報第一報「阿蘭陀機密風説書」も重要。これは、11月末に海防掛や長崎奉行がもはや頼むに足らずと考えた老中阿部が、薩摩藩主島津斉彬らにペリー来航予告情報第一報の別段風説書を内々に伝達したものである。この時、内密伝達されたのは、琉球支配の島津と長崎防衛担当の佐賀藩主鍋島齐正、福岡黒田の三人であった（12月に同様の情報を伝達されたのが、浦賀奉行、川越・忍・彦根・会津の江戸湾防備4藩である）。慶勝のもとへは、慶勝の父親美濃高須藩主松平義健を介して回ってきた。12月上旬慶勝は別段風説書のペリー来航予告情報第一報の部分だけ筆写した。また慶勝や島津などの支援をうけて、12月末に黒田斉溥は前述の通り建白書を提出、別段風説書を引用、鋭く幕府有司の批判を行った。この動きはのちに將軍継嗣に徳川慶喜を望む一橋派を形成する。別段風説書等が政治運動にさえ利用された事例と言えよう。この時、老中阿部は、黒田建白書を内容的にも、政治的にも有用・有益と判断し、今後の政治は、諸大名の英知を糾合して、老中・旗本の幕府執行部と大名等の合議政体を模索することになったと思われる。その意味でこの時期の別段風説書と黒田の建白書、諸大名の行動は政治的に極めて重要である。

また、来航後に阿部はアメリカ国書を公開して意見聴取し、意見表明を保証して、幕政の

刷新を図るが、その原型は来航直前の黒田建白書とそれを支援したプレ・一橋派雄藩大名の政治的活動が存在したことが今回明らかとなった。幕府有司だけが幕政を専管する時代は、ペリー来航前から崩れかかっていた。つまり、ペリー来航直前の予告段階（別段風説書〜）から日本の近代化は始まっていたとの見通しを持つに至った。

なお、対外政策に一定の見識を持つためには海外情報を収集して分析して活用する情報活動が重要である。それはだれもが持ち得るものではなく、ある一定の条件が必要であった。その点を今後は、庄内藩の農民出身の志士清河八郎を例に考えてみたい。

②幕末期における長崎貿易商人の海外情報—京宿老巨智部忠陽長崎在番日記『要録』の検討

青山学院大学文学部史学科教授 岩田みゆき

本報告は、在地社会の視点から、海外情報の入手・伝達・伝播などの実態を検討するものである。そのために、今年度は、まず江戸時代を通じて海外情報の主要な窓口となった長崎に注目し、長崎で貿易業務を担当する五カ所商人の一人である京都糸割符宿老巨智部忠陽が記録した『要録』（長崎歴史文化博物館所蔵）の分析を試みた。

巨智部忠陽は、天保2年5月から天保11年6月まで「長崎在勤糸割符請拂」役を務め、天保15年8月から慶応2年11月に亡くなるまで長崎在番京糸割符宿老を務めた。『要録』は、弘化2年から慶応2年までの長崎在勤中の勤務日記である。この日記には、宿老の長崎奉行所での仕事、オランダ船・唐船が入津してきたときの出島や新地での貿易商品荷見せや入札の手配、京都との書状のやりとりなどの業務記録、入手した海外情報、歌会・碁会などの日常生活や、私的な付き合いの記録も見られる。従って、海外情報をはじめ、公私にわたる人間関係を包括的に把握し、宿老をめぐる情報環境の一端を明らかにできると考えた。今回は、その中間報告として、『要録』に記録された海外情報に注目し、紹介することにした。記録された海外情報は、多岐にわたるが、便宜上①通常のオランダ風説書と②それ以外の海外情報・異国船情報に分けて検討した。①については、『要録』の中にほぼ毎年風説書全文の記載があること、且つそれが京都糸割符仲間にも送られていたことが、既に沼倉延幸氏によって指摘されていたが、さらに詳細に検討を加え、その実態を具体的に明らかにした。②については、弘化2年7月4日イギリス船サマランダ号、弘化3年6月6日フランス船クレオパトラ号、弘化4年7月9日松前へ漂着のアメリカ船の長崎着岸、嘉永2年3月26日アメリカ船プレブル号、嘉永3年8月晦日長崎に異国人が上陸、嘉永6年12月3日ロシア船ディアナ号、嘉永7年閏7月15日イギリス船長崎入津、などに関する外国船の来航・入津に関する情報や、嘉永7年7月27日唐船から得た情報などの記載がみられた。この研究成果は『青山史学』39号（2021年3月）で報告した。

③ 2020 年度研究成果の要約

青山学院高等部教諭 佐藤隆一

2020 年度は、すでに研究会で刊行した『オランダ別段風説書集成』（吉川弘文館、2019 年）中の風説書の内容が幕末期の海防論にどのような影響を与えていたのかの問題について、研究を進めた。そして、1 年間のまとめとして、2021 年 1 月 23 日（土）の研究会で「オランダ別段風説書と塩谷宕陰の海防論」と題して発表を行った。その内容は「1. 本報告の目的」「2. 塩谷宕陰について」「3. オランダ別段風説書にみえるアヘン戦争関係記事」「4. 塩谷宕陰『通商利害論』の内容」「5. オランダ国王の開国勧告について」「6. 史料編」「7. まとめにかえて」という構成である。

1 は、アヘン戦争発生（1840～1842）を機にオランダ人が詳細に記録して毎年長崎にもたらしたオランダ別段風説書を基本史料に、当時の日本人はこれらをどのように読みこなし、海防論や海防政策を展開したのかについて、老中水野忠邦のブレンであった儒者塩谷宕陰の海防論に注目してその目的を明らかにした。

2 は、塩谷宕陰の生涯とその業績について説明した。宕陰は若年時に昌平黉に入門して学問研鑽につとめ、その後老中となる水野忠邦に儒者として仕え、天保の幕政改革など忠邦の政策のブレンとなり、豊富な海外情報をもとに海防意見書と次々と作成・提出しており、その経過についても述べた。

3 は、前掲の『オランダ別段風説書集成』の史料編のうち、天保 11（1840）・同 12（1841）・同 13（1842）・同 14（1843）・弘化元（1844、天保 15）の各年度のアヘン戦争関係の記事を抜粋して要約し、特にその後の塩谷の海防論や幕府の海防政策に影響を与えたと考えられる部分について解説を行った。

4 は、弘化元年のオランダ国王が幕府に開国勧告をする内容の書翰への対応の仕方について宕陰が、「御覧問答」のかたちで 8 つの問答形式で自らの通商や海防についての意見を述べたものがこの「通商利害論」であり（神戸大学附属図書館所蔵住田文庫）、幕閣の面々がこれを回覧したものと考えられる。ここでは初めての試みとしてこの史料の全体像を明らかにし、イギリスとの交易を否定しこの段階での開国要請は拒否すべきであるという宕陰の論の展開について解説した。

5 は、前掲のオランダ国王の開国勧告のいきさつについて歴史的に説明し、これまでの研究史の主要なものである、福地源一郎・北島正元・森岡美子・佐藤昌介・永積洋子・松方冬子の各氏の研究の概略について紹介し、本報告との関連についても解説した。特に、主君水野忠邦は開国勧告を積極的に受け入れようとしたとする説に対して、家臣である宕陰は理路整然と開国勧告に反対しているというねじれを問題点として提示した。

6 は、本報告で重要となる史料の文面を提示して、研究課題を明らかにして行く作業を行った。ここでは、前掲の『オランダ別段風説書集成』、塩谷宕陰『阿芙蓉彙聞』、同『籌海

私議』、同「通商利害論」、水野家文書「米利堅使節御應接之儀ニ付 愚存書」（宕陰の海防意見書）他1点、塩谷宕陰『隔韓論』、福地源一郎『水野閣老』後之文、新異国叢書『シェイス オランダ日本開国論』、などのそれぞれの史料の文面の一部を紹介した。

7は、1～6までの内容をまとめたものである。①塩谷宕陰『通商利害論』は、オランダ国王の開国勧告という緊急事態に対して老中に復帰した水野忠邦が宕陰に具体的な意見を具申しこれに答えたものと考えられ、自らの豊富な海外知識をもとに理路整然と開国に反対する意見を展開したものとして、注目すべき史料である。②宕陰は『阿芙蓉叢聞』の編纂や『海国図志』の翻刻など、リアルタイムの海外情報を徹底的に読み込んで理解した人物であり、その海防論は現状の問題点を洗い出した極めて現実性のある内容である。③宕陰はオランダ別段風説書に見えるアヘン戦争におけるイギリスの理不尽な行為を次々と指摘し、「通商利害論」においてこの国と通商を行うことの危険性を指摘している。④福地源一郎は水野忠邦がオランダ国王の開国勧告を受け入れるべきであると主張したが周囲の大反対を受けて撤回させられたとしているが、家臣である宕陰の「通商利害論」を読む限り、実際にはこうした展開は考えにくいのではないかと指摘した。⑤宕陰の海防論は、長期的な展望と短期的な対応の両方を考えているところに大きな特色がある。前者はイギリス軍と軍事的に渡り合うには大船建造禁止令を撤回して西洋式軍艦を建造して洋中で迎え撃つ以外にないとする。また後者は海防に精通した10万石以上の大名に伊豆・房総に知行を与えて土着させ、農兵隊を結成させるべきであるとする。⑥宕陰は異国船来航の事態には人心の安寧ばかりに腐心して武備の充実を怠り、短期的な対応ばかりをくり返す幕府の海防問題の姿勢には極めて批判的であったと述べた。

④大槻磐溪の異国情報分析―『大槻清崇雑記』中の朱書きから―

青山学院大学文学部非常勤講師

神奈川県立歴史博物館主任学芸員 嶋村元宏

本報告の目的は、「オランダ別段風説書」（以下、「別段風説書」という。）をはじめとする異国情報書が、当時の人々によって如何に読まれたかという課題に関して、『大槻清崇雑記』（国立公文書館内閣文庫所蔵）の記述から明らかにすることである。

ここで利用する『大槻清崇雑記』（以下、『雑記』という。）は、仙台藩儒者・大槻清崇（以下、一般に通用している「磐溪」を用いる。）が収集した弘化3年から文久3年迄の、主に別段風説書などの異国情報が4冊にまとめられたものである。第4冊端裏に「明治十一年4月以大槻文彦蔵本原十五本抄写（朱長方印）「修史館第二局乙課」とあることから、磐溪の三男・大槻文彦が所蔵していた15冊の記録を原本として、明治11年4月修史館が抄写したと考えられる。

『雑記』は、原本通り磐溪が書き記した朱書きによる書き込みも忠実に写されている。こ

の書き込みは、本文記事に対する磐溪の疑問、意見など、磐溪の認識を如実にあらわしているものである。したがって、この書き込みに注目することで、磐溪が異国情報をどのように読み解いていたかを明らかにすることができると考えた。

磐溪の書き込みすべてについて検討することは紙幅の関係上困難であることから、『雑記』に含まれる記事のうち、特に磐溪による書き込みが多数みられる、「嘉永五年壬子和蘭告密書御受取始末」(以下、「受取始末」という。)^(マ)、「防微録」、「長崎奉行手附の差出候書付写」の主要な書き込みについて見ていくことにする。

まず、「受取始末」と「防微録」は、「嘉永五年壬子六月和蘭告密書御請取始末 附防微録」一冊(宮城県図書館 O319/オ1)が原本であると思われる。この「受取始末」は、嘉永5年6月新任オランダ商館長ドンケル・クルティウスが長崎奉行を通じて幕府へ提出しようとした、いわゆるバタヴィア総督文書の受取可否に関する評儀書類をまとめたものである。「此度渡来之節」などの記述から、第1回ペリー来航後の嘉永6年7月以降に入手したものと考えられる。磐溪は、クルティウスがオランダ領東インド高等法院裁判官からの異動であることに対し、「阿蘭陀国王之深意」であり、日本開国を主導しようとする意図を感じ取っている。また、アメリカからの通商要求については、断固反対すべきとの意見を表明している。全般的に、この件に関する幕府の対応について批判的な意見が散見される。

次に、「防微録」は、嘉永2年、3年、4年のいずれも長崎訳の別段風説書と、「壬子六月和蘭人告密拔書 與風説書異」、ならびに「癸丑六月アメリカ船4艘渡来之聞書」からなる。毎年報じられるカリフォルニアのゴールドラッシュに強い関心を持っている。そして、これを契機とした膨張主義により日本への通商要求が嘉永4年にはあったのではないかと思量している。また、「壬子六月和蘭人告密拔書 與風説書異」の部分では、すでに予告されながら、「何不設預防而、徒然待之哉」と、何の手立ても打たずにペリー来航を迎えたことに憤慨している。

最後に「長崎奉行手附の差出候書付写」は、嘉永6年7月、ペリー艦隊が一時日本を離れたのち、長崎へ来航したロシア・プチャーチン使節への対応について長崎奉行手代・大井二郎助、馬場五郎左衛門、白石藤三郎の連名による書付である。磐溪同様、親露的立場で書かれたものであることから、磐溪はこの記事を絶賛しており、あわせて馬場五郎左衛門との交友が始まったことが書き添えられている。そして、第2回来航時の探索成果を画卷としてまとめた《金海奇観》(早稲田大学図書館所蔵)中に、米国使節の動向とは直接関係がない、長崎へ来航したロシア船の図が含まれているが、その原図の提供者が、この馬場五郎左衛門であることがこの記述から判明した。

上記のほかにも、入手した異国情報につて「西史」、すなわち輸入蘭書の翻訳書を参照し、事実の確認を行ったうえで、自らの考えを示している。全般的に異国に関する幕府役人の誤認や、各場面における幕府の異国対応に対する批判が繰り返し書き綴られていることが

わかった。

なお、磐溪はゴールドラッシュに強い関心を持ち、それが日本を開国させようとする契機であったこと、そのアメリカの動きは嘉永4年段階で把握されていたこと、アメリカとの通商について、ペリー第1回来航時点においては、許容の立場に立っていなかったことなどもあわせて指摘できた。

※本研究は、JSPS 科研費 JP18K00952「開国期・危機的状況下における知識人の情報活動と意志決定過程に関する研究」の成果の一部も反映されている。

⑤バタヴィア一六七五年、日蘭貿易への苦情文書「そじやう」について

青山学院大学文学研究科博士後期課程 白石広子

現在のインドネシア共和国のジャカルタ湾に面した一画に、17世紀初頭オランダ連合東インド会社 Vereenighde Oost Indische Compagnie（以下会社とする）が、バタヴィア城及び南北に渡る市街地を建造し、交易の為のアジア統括本部を置いた。統治はバタヴィア総督府政庁に委ねられていた。バタヴィアは咬^{カル(ラ)バ}啮吧、ジャガタラとも称される。近世初期のキリスト教禁教措置に伴い、幕府は1639年（寛永16）にオランダ人、イギリス人の男性、妻の日本人女性、その間に生まれた子供をバタヴィアに追放することを、長崎奉行に厳命した。長崎出身の「はる」という娘を含む33人が、平戸からバタヴィアに向け出航を余儀なくされた。ちなみにこの「はる」は、現在も「じゃがたらお春」として周知されている。「はる」はその後、バタヴィアでシモン・シモンズという日系オランダ人で平戸生まれの男性と結婚した。シモンズは会社の事務員で実績を積み、晩年は自ら貿易船を所有し、貿易商として活躍した。バタヴィア市の教会の長老、臨終見届人、孤児財産管理局委員など名誉職も歴任した。1672年に死亡が確認されている。1675年、「はる」が50才の頃、夫のシモンズは既に亡くなっていたが、バタヴィア総督の求めで、日蘭貿易に関する苦情の文書を認めたことが確認された。金銀で装飾された料紙に、仮名書きの長崎政所宛ての書状である。当初同じ文書が3通書かれたが、1通は長崎奉行に提出され、後に江戸幕府に送られた。残りの2通は出島オランダ商館に保管の上、現在オランダ国立公文書館に所蔵されている。この「そじやう」に書かれた文書の内容は、1 商法について、2 貿易品について、3 通詞とオランダ語についてである。次にこの3点について纏める。

1 商法について—1672年（寛文12）～1684年（貞享元）に至る貨物市法と言われた商法への苦情となっている。1672年迄は基本的にオランダ商館員と日本の商人が相対して双方の合意のもとに値段が定められていた。貨物市法になって、次のように変化した。五カ所（京、大坂、堺、江戸、長崎）の商人より目利巧者を定め、目利きが値段を決め入札し、奉行所に提出する。そして代官や町年寄りが相談して落札の値段を目録にして商館に伝える。もし、その値段を不服とする場合は、荷物を持ち帰らなくてはならな

かった。こうした商法により、会社は収益が極端に減り、不満を募らせていた。

2 貿易品について—商法が以前の相対売買に戻されなければ、貿易品を齎さないと述べている。例えば胡椒、モミイ、辰砂、錫、檳榔子^{びんろうじ}、巾着布^{みょうばん}、明礬^{じやこう}、水銀、麝香、木綿のたぐいなどである。これらは輸入品として主要な貿易品ではないが、医薬品や衣料として幕府や町人階級まで、確実に需要のある品々であった。

3 通詞とオランダ語—オランダ語に堪能な通詞がいなく、オランダ人が日本語を学ぶことを許可して欲しいと述べ、通詞との意思疎通に問題があると指摘している。そして、通詞によるオランダ人への不当な扱いに対する改善を要求している。

こうした3点の要望は、当時の通商現場の問題点を如実に表している。1675年当時の会社は強力な軍隊を保持し、シナ海における鄭氏や清朝、そしてヨーロッパでの英仏と海上覇権を争っていたが、未だ通商の現場に君臨していた。幕府は禁教政策を最重要課題とし、オランダ船が齎すスペイン・ポルトガルの情報を重視してきた。そうした背景のもとに、会社は積荷を減らし、日本撤退の意を匂わしながら、「そじやう」で威嚇した。1684年に問題の貨物市法は突然停止された。幕府は商法を貨物市法から定高仕法に改定し、輸入額の上限を定め、以前の糸割賦制度と、会社の要求する相対商法を復活させた。但し、会社は幕末に至る迄、輸入高の上限により望むような収益に結びつかず、不満のままであった。

従ってこの書状が、直接会社の利益に貢献したかどうかは明らかではない。しかし、「はる」はバタヴィア総督の言い分を正確に理解し、日本語に落とせるほど会社幹部との意思疎通を可能としていたことが判る。且つ仮名書きとは言え、江戸幕府まで届くほどの日本語力も有していた。こうした事実は、日蘭貿易における会社と、長崎奉行との媒介役として機能していたことを窺わせる。日本を追放されバタヴィア移住民として生きた「はる」が、多様な人種と文化の入り混じった場で、一国史を超えた存在になっていたことを、「そじやう」は語っている。

⑥ 2020 年度人文科学研究所プロジェクト報告書

開成高校教諭 松本 英治

別段風説書は、通常の風説書と異なり、オランダ語原文が舶載され、江戸でも翻訳が行われた。拙著『近世後期の対外政策と軍事・情報』（吉川弘文館、2016年）では、文化期の対外的危機を背景に、幕府は「現地外交」「通詞外交」を問題視し、長崎の裁量範囲を狭め、江戸の天文方に権限を集中させる外交姿勢を打ち出したことを論じた。本研究では、この論点を天保期にまで広げ、天保11年（1840）7月の最初の別段風説書をめぐって、幕府はなぜ別段風説書を必要とし、どのように取り扱ったかを考察した。天保10～12年の日本側史料の調査と分析を進め、特に長崎奉行戸川安清の日記や記録などに注目して研究を進めた。

戸川安清は、小性、小納戸などを経て、天保3年（1832）に目付となった。同6年に「長崎表御取締」のために長崎に赴き、目付として在勤中の同7年6月に長崎奉行に任じられ、同13年2月に勘定奉行に転出するまで、その任にあった。

戸川安清の日記は、宮内庁書陵部に「戸川家日記記録」106冊として所蔵されている。2020年8月25日に、天保7～13年の日記記録13冊（整理番号10～22）を調査した。調査の結果、10～13、15～17が長崎奉行在任中の日記と判明したが、欠本が複数ある。10～13は細字で清書した長崎在勤日記、15～17はやや乱雑な書きぶりの道中日記である。12には、天保10年（1839）6月の通常の風説書の提出に関する記述が見られる。しかし、最初の別段風説書が提出された天保11年の日記は、欠本となっていることが判明した。

そこで、従来から知られている関係史料の再検討を行うとともに、新たな史料を求めて2020年12月24・25日に長崎歴史文化博物館で調査を実施した。

松方冬子『オランダ風説書と近世日本』（東京大学出版会、2007年）によれば、別段風説書の提出は、1840年5月の東インド総督の決定に基づき、定期刊行物に基づくアヘン戦争情報を、従来の風説書とは別にバタヴィアからの書面に基づいて報告することで始められた。一方、天文方渋川六蔵は、全十ヶ条にわたる蘭学・蘭書の取締りを上書として、天保10年（1839）7月20日に老中水野忠邦に提出している。第一条では、阿蘭陀通詞による風説書の情報操作を批判し、詳細な海外情報を封印の上で提出させ、江戸で翻訳させることを主張している。従来の風説書は阿蘭陀通詞の翻訳でよいが、風説書の漏洩を取締るべきだとする。また、第二条では阿蘭陀通詞の翻訳力向上、第三条では輸入蘭書の書籍改め、第九条では翻訳書の流布禁止、第十条では天文方の業務精励を主張する。渋川六蔵上書の内容が非公式に商館長に伝えられ、東インド総督の決定を誘発した可能性を想定し、関連史料を博搜したが史料的には実証できなかった。

幕府は、天保11年（1840）5月27日付の「長崎奉行江御書付」で、風説書は翻訳に原文を添えさせ、オランダ人が持ち渡る蘭書の書籍改めを行うよう指示している。渋川六蔵上書をふまえた措置だが、その方法は長崎奉行が検討して報告するよう求めていることに注目した。

蘭書の書籍改めは、天保11年（1840）6月30日のオランダ船入港とともに商館長に伝達された。長崎歴史文化博物館所蔵『御内用方諸書留 植林控』によれば、オランダ人が所持する蘭書の目録「銘書帳」が作成された。「銘書帳」は、幕府が蘭書を独占的に購入する目的で作成されたと考えられる。

風説書の原文添付は、風説書の記載事項に注目した。天保11年（1840）の通常の風説書に原文を添えた形跡はないが、通詞名の記載から「御用和解掛」の阿蘭陀通詞が関与したことがわかる。一方、天保11年の別段風説書は、商館長が東インド総督の指示で提出する旨を付記し、和解に原書を添えて7月に提出されたことがわかる。和解にあたった阿蘭陀通

詞は中山作三郎と石橋助十郎で、両名は「御内用方通詞」であり、「御用和解掛」だったと思われる。

長崎奉行田口喜行のときに老中水野忠邦の指示で原文が添えられるようになったこと（『オランダ別段風説書集成』所収「別段風説取扱之次第」）、最初の別段風説書は「封書」で提出され、長崎奉行戸川安清は「内密申立」と認識していたこと（岩下哲典『幕末日本の情報活動』所収「明楽飛驒守・田口加賀守宛戸川播磨守書状写」）を確認した。また、長崎歴史文化博物館所蔵『天保十二年申送帳 戸川播磨守』は、天保12年（1841）9月、長崎奉行戸川安清が長崎を出立する際、同役の柳生久包に提示した引継記録である。同史料の記述によって、「長崎奉行江御書付」は老中水野忠邦の指示で、長崎奉行田口喜行と戸川安清は原文添付の対応を検討した上で老中に伺書を提出し、8月に伺書の通りに申し渡したことが新たに判明した。風説書の原文添付は、別段風説書の提出を受け入れることで対応されたと判断できる。

コロナ禍により、史料所蔵機関の閲覧には大きな制約があり、当初予定した調査を十分に行うことはできなかった。しかし、本研究によって、天保10～11年に幕府が風説書と蘭書の統制を強化した経緯を明らかにできた。このような幕府の姿勢が、2度目の別段風説書が提出された天保13年（1842）にかけてどのように展開するか、また長崎と江戸の関係、天保改革と長崎支配のなかでどのように位置づけるかは、今後の課題としたい。

ヨーロッパにおける言語と歴史

Research on Languages and History in Modern Europe

割田聖史

Satoshi WARITA

本研究の目的

本研究は、近現代ヨーロッパにおける帝国・国民国家において「辺境」と位置付けられる地域における言語とその諸関係について歴史的に検討を加えることを目的とする。

本研究が焦点を当てる「辺境」は、支配の諸関係において、「中心」に対して、政治・経済・社会・文化・言語といった諸側面で大きな変容を強いられる地域・社会を意味している。なお、この「辺境」という概念は、「中心」からの物理的距離によって特徴付けられるのではなく、「中心」からの「格差」を通じて「辺境」として位置付けられるものである。

近代ヨーロッパは、国民国家が形成・完成された時期とされる。国民国家の成立は、国家内における単一の言語のヘゲモニーを確立したといえるが、現実には、国家内には複数の言語が存在し続けた。本研究は、この歴史的背景を探ることが目的となる。

本研究の研究メンバーは、平田雅博名誉教授と割田の2人である。本研究では、具体的な対象として、19世紀のドイツ帝国の一部であるプロイセン領ポーランドおよびイギリス国民国家内のウェールズ、イギリス帝国内のアフリカに焦点を当てる。

本研究プロジェクトの実施状況

本プロジェクトでは、国内における資料調査と数回の研究会の開催を予定していた。しかし、COVID-19の感染拡大と行動制限により、これらの計画の実施が困難となった。そのため、プロジェクトは文献の収集を中心に行った。また、対面による研究会は研究期間中には2020年12月21日に実施し、それ以外にはWebexやメールでの打ち合わせを行った。

研究内容紹介

本プロジェクトにおいて、平田および割田が行った研究の概要は以下の通りである。これらの内容は今後論文として公表される予定である。

平田雅博「英語帝国主義の歴史的研究」

当研究課題の分担者の平田雅博は、『第二言語としての英語教育をめぐるコモンウェルス会議報告書』（1961年に、東アフリカのウガンダのマケレレ大学カレッジで開催され、23のコモンウェルス諸国の代表が出席した会議（マケレレ会議）の報告書で開催名を取って『マケレレ報告書』と呼ばれるので以下、当会議をマケレレ会議、当報告書を『マケレレ報告書』とする）を再検討した。この文書は、ロバート・フィリップソン『言語帝国主義』（Robert Phillipson, *Linguistic Imperialism*, Oxford University Press, 1992. 邦訳『言語帝国主義——英語支配と英語教育』、平田雅博・信澤淳・原聖・浜井祐三子・細川道久・石部尚登訳、三元社、2013年）で「英語帝国主義」を立証するために用いられた多くの証拠や素材（時代順に発行された多くの類似の報告書、英語教育（English Language Teaching: ELT）に携わった専門家へのインタビュー）の中でも、中心的な位置を占めるものの一つである。マケレレ会議は、ポスト植民地期直後における英語教育への援助を統括する原則を明確化するのに決定的な役割を果たしたのであり、ELTの拡大時期の「もっとも重要な画期点にちがいない」とも言われている。これらが『マケレレ報告書』に注目する理由となる。

フィリップソンによると、英語帝国主義が作られた二つの要因は、英語自体に関する五つの信条への固執、および中心と周辺からなるコモンウェルス全体としての構造が背景にあったことであった。しかもこの二つは「重なりあって」いた。『マケレレ報告書』を再読する方針とするのは、この五つの信条が報告書に沿ったものかどうかであり、ついでそれを踏まえた「構造」の問題となる。

マケレレ会議で承認された五つにわたる信条とは以下の通りである。①英語は英語で教えるのがもっともよい。②理想的な英語教師は母語話者である。③英語の開始時期は早いにこしたことはない。④英語に接する時間は長いにこしたことはない。⑤英語以外の言語の使用は英語の水準を低下させる。これらは、フィリップソンが『マケレレ報告書』の中に読み取った信条であり、報告書の中で体系的に記されているわけではないが、報告書で明確に述べられている多くの方法論の原則の根底にある。歴史的には、移民に支配言語を教えるために取り入れられたもので、中心英語使用諸国でも大きな影響力を有した。そうした信条は、マケ

レレ会議に集められた世界中での草の根的な ELT の教育経験から抽出された前理論的なものである。過去において ELT の業界で広く受け入れられていた信念であるが、今回マケレレ会議でお墨付きが与えられることで、今後は周辺英語諸国での ELT の援助活動の性質や内容に決定的な影響を及ぼすものであり、ELT の活動を支えることになる原則にもなる、というものである。

しかし、五つの信条のうち④「英語に接する時間は長いにこしたことはない」の信条は、『マケレレ報告書』で明示されてはならず、③「英語の開始時期は早いにこしたことはない」の信条の補充として間接的に支持されているにすぎない。⑤「英語以外の言語の使用は英語の水準を低下させる」の信条の「水準の低下」論は別の潮流、すなわちかつての保護領期から目下の植民地独立期（1961 年あたり）にかけての思想から持ちこまれた「変化形」である。②「理想的な英語教師は母語話者である」の信条もこれに直接的に対応する文言は報告書には見られない。その代わりに見られるのは、母語話者の発音を理想とする「英語の発音」指導についての記述であった。母語話者の教師は、学習者にとって最良の目標であると同時に最良の規範でもあるが、圧倒的に数が少なかった。そこで、限られた数の母語話者を教師養成の職に就かせることで最大の効果を得るというのがこのマケレレ会議の最大のテーマの一つとなった。現実には圧倒的多数の非母語話者の教員がこれまたほぼ百パーセントが多様な母語を話す生徒に教えており、そうした現実から見ると、非母語話者の教師にとって母語話者の発音等の言語能力を手本＝理想とすることが「理想的な英語教師は母語話者である」との信条につながった。

①「英語は英語で教えるのがもっともよい」との信条は、「単一言語使用」の信条とも言い換えられ、『マケレレ報告書』にはこれにそのまま対応する文言は見られず「暗示」されているにすぎない。またこの信条はマケレレ会議などよりかなり以前からあって、むしろこの会議の提言に間接的な根拠を与えた。また①の信条について、フィリップソンは報告書に内在する食い違いにも気付いている。「教材は子供たちが言語文化的に理解できる範囲にとどめるべきであると報告書では分別のある提案がなされていたが、報告書の作成者たちが英語以外の購読の奨励を念頭に置いていたとは思えない」と述べている箇所の「分別のある提案」があったにもかかわらず、現実にはそうはならなかったことである。

そこで報告書を再読してみると、そこには自己文化、ローカルな文化、地域拠点、母文化と多様な言葉を使いながら、子供を取り巻く自文化への配慮がうかがわれ、これらが

「分別のある提案」に該当すると思われる。他にも、いま実際に子供に提示されているものが彼の能力内にあることを確認すること、「子供自身の国の言語が彼の経験の幅を広げ続けられると考えられている場所では、彼の発達段階の遅くまで英語を教授言語として導入する必要性はない」こと、「子供の伝統的な環境となるべく近接した関係を維持するための科目の価値」を考えれば、「歴史のような科目は、高学年になるまで母語で教えた方がよいか

も知れない」ことを「配慮がなされるべき」としていることは注目されてもよいであろう。こうした、けっしてかたくな「単一言語使用」主義でもなく、現地語をいっさい排除する姿勢にはなってもいない箇所も存在するのである。

③の信条「英語学習の開始は早いにこしたことはない」は、マケレレ会議の報告書に明確に記されている唯一の信条である。すなわち、会議で採択された16の勧告の一つにあり、「英語が第二言語として認められている国々では、その学習は実際に英語を話し言葉として直接用いることを通して行われるべきであり・・・できるだけ早く開始されなければならない」との明確な結論が導かれている。

③はフィリップソンがもっと頁数を割いて論じた信条であるが、そうであるがために「複雑さ」も見られ、問題とすべき点もある。その具体例は、一般言語学での、英語との比較材料を提供するための英語以外の言語分野のさらなる研究、翻訳の言語学的理論、書記システムの言語学的分析が提案され、同様に応用言語学での、英語と他の言語とを比較対照して分析する方法（二言語の比較を助ける全段階での試験解答の誤りの使用、および教室での比較対照的分析の使用）の研究などが挙げられているにもかかわらず、実際には反映されなかったことである。

他にも、報告書には、多言語状況の類型論、第二言語を教授言語とした場合の心理的効果（ここでは、実践的な二言語使用の観点からする学習者とコミュニティの需要と要求の調査、教育過程における同時的かつ連続的な二言語使用のメリットとデメリットの研究が挙げられ、科目や学習言語として英語を導入する年齢、英語で教えられるべき科目、現地語で教えられるべき科目、英語を教授言語とすることが英語以外の科目での生徒の落第率に及ぼす影響）、現地文化との関係から見た読本教材の適切性の検証、第二言語での読書が第一言語での読書に与える影響など多様な研究課題を挙げている。ここにはたしかに「多くの多言語共同体にまつわる主題」に満ちているために、これらは報告書作成者が英語以外の言語の意義を認めている証しである。この証しに照らせば、フィリップソンが言う「英語が早い時期に導入されるのであれば、最初からそれを導入」せよ、とか「植民地時代よりもはるかに積極的に英語帝国主義が追及されて」いたとの「植民地期の言語差別主義的な政策をさらに推し進めた」ような政策との「矛盾」は明らかである。

ただし、矛盾は指摘するものの、これらのうち、フィリップソンが採り上げたのは「心理と社会」の項目のもとに掲げられた一部であり、その他に敢えて触れなかったのはなぜかとの疑問は残る。とりわけ二言語使用関連の諸研究課題や現地語と英語の比較研究の諸課題、中でも「翻訳」には一言も言及していない。この翻訳については「語彙指導は実物説明を通じてなされるべきである。その意味が完全にかつ正確に理解されているかどうかを確かめるのに母語でのきわめて短い説明で十分な場合は、このような説明が可能である。この種の「翻訳」は高学年の生徒にとくに有効かも知れない」と「語彙指導」の際に出てきている。ここ

は、教師が母語を使えるのは子供が語彙の意味を本当に理解しているかどうかに限られた、とフィリップソンが解釈したところでもあるが、その直後の「翻訳」と絡めて読んでみると、翻訳という英語と母語を同列視することによって母語の自立性を認めて否定しない姿勢にも通じていることが読み取れよう。子供たちの「総合的な言語発達」は「顧みられなかった」と断じるが、翻訳は「高学年の生徒」には有効との文言は、なにがしかの「総合的な言語発達」への配慮がうかがわれる。

英語の攻勢を前にしては現地文化、現地諸語の徹底的な否定、現地諸語を前提にした母語と英語の二言語使用ないし多言語使用の研究は当初から想定されてはいないとの論調、これらがこの報告書全体を貫いているというのが、フィリップソンの読み込みだとしたら、それにはそぐわない現地文化の研究も織り込んだ箇所もたしかに存在していた。

以上での英語教育に関する五つの信条の検討を踏まえて、「英語帝国主義が実際に存在」していたかどうかに関わる、もう一つの論点である「特定の構造」に移る。「構造的に見れば、マケレレ会議の勧告は、中心の専門知識を築き上げるための根拠を強化する役割を果たし、中心の国家間行為者のために周辺で「援助」の職を確保した」とフィリップソンが述べる際の「中心」と「周辺」からなる全体の構造とは何か。ここでの「中心」とは「中核英語使用諸国」で、これにはイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドが含まれる。「周辺」とは「周辺英語諸国」で、「中核英語使用諸国」の言語である英語を植民地期に押しつけられ、この言語が成功裏に移植された結果、この言語の規範に従うしかなくなった「新興の脱植民地国家」群を指す。こうした「中心」と「周辺」からなる「構造」の中で、マケレレ会議の勧告は、中心は周辺に「教育制度」を中心としたいくつもの「前進拠点」を築いた。「中心の国家間行為者」と周辺＝「現地のエリート層」の関係は、この構造の中でさらに抜き差しならないものとなる。

会議で採択された16の勧告の全体を確認しておくと、16の勧告は二つのグループに分かれ、一つは「この学問分野[第二言語としての英語]における新たな出発、ないし強調点の変化を意味する勧告」で、もう一つは「この新たな状況の需要に応える組織の変更を提案する勧告」である。前者の英語に関する勧告は③の信条を含んだ三つほどにとどまり、圧倒的に多いのは後者の「組織の変更」に関わる勧告である。代表的な組織の提案としては、「第二言語としての英語に関する情報の収集と発信を任務とするコモンウェルス英語情報センター(Commonwealth English Language Information Centre:CELIC)」の設立、試験の見直しを経た「中央試験サービス」の設立、教科書教材やオーディオとビジュアルの補助教材、ラジオやテレビの活用、学校図書館の充実、各種の英語特別コース(専門職、理系、周辺の英語教師向けの)の設定などである。

このうち「中心と周辺の関係」を維持し深化させるために、上記のうちでもマケレレ会議の目玉となったものはCELICの設立提案である。これは、英語の使用、教育システムにお

ける英語の位置、第二言語としての英語のあらゆる側面についての実験研究や調査についての十分な情報の交換を通じて、コモンウェルス諸国の教育に関わる政府機関、大学、研究所が連携を深めることを目的とした。

CELIC の提案は、そのあとすぐに、この勧告を受けたブリティッシュ・カウンシルによる独自の「英語教育情報センター (English Teaching Information Centre: ETIC)」の設立によって具体化した。ETIC は世界中の ELT に関する未刊行のものを含む膨大な資料を所蔵する素晴らしい言語教育図書館を備えて、1986 年にブリティッシュ・カウンシルの内部情報局に再編されるまでの四半世紀にわたり、ブリティッシュ・カウンシルの ELT 専門職員や ELT に携わる人々の役に立つことになった。結果として、情報は中心に集約され、イギリス以外のコモンウェルス諸国は周辺の地位に固定されることになった。ブリティッシュ・カウンシルが率先して設立したこのセンターにより、イギリス人研究者や行政官、イギリスの出版社は、周辺の同僚たちとは比較にならないほど、あらゆる周辺で行われていた ELT の情報を入手することができた。情報の収集や発信、研究プロジェクトの立案、戦略の策定は公平に共同で行われることはなく、周辺の利益は無視された。

フィリプソンはなぜか触れていないが、報告書には CELIC とは別組織の「地域英語部門 (regional English language departments)」が提案されている。こちらは勧告まで上がってきていないが、「地域を基盤とすることを優先」し「ローカルなレベルで刺激的な効果」を持たせるために「大きな需要」がある「当分野での実験研究」として、さらにはコモンウェルス内の「世界のある地域で得られた多くの成果が他の地域にも応用される必要」として、「コモンウェルス内で、たとえば、アラハバード、ハイデラバード[以上インド]、ラホール[パキスタン]、ナイロビ[アフリカのケニア]、ウェリントン[ニュージーランド]といったところで地域英語部門が設立されることを、大いなる関心を持って注記しておく」と述べられている。

今のところ研究がないためもあるが、この周辺（インド、パキスタン、ケニア）を拠点とする「地域英語部門」のその後については知られていない。「コモンウェルス英語情報センター (CELIC)」が「英語教育情報センター (ETIC)」として設立されたのでこちらは無視されたのかなども不明である。いずれにせよ、こちらの周辺を拠点とした「地域英語部門」は結局無視された可能性が強い。

ETIC という機関が短期間のうちに設立されて、それが中心の中心たるイギリスだけに関連情報が集中する機関になった。一方、周辺に置かれて、コモンウェルス内の個々の「地域」や「ローカル」の視点から、コモンウェルス内での対等な情報交換のための機関の設立を目指した「地域英語部門」の行方は不明である。こうした状況は、英語を媒介とする権力論からすると、コモンウェルス内の中心による周辺支配の帝国主義的な権力構造の構築につながったということになろう。

上記のように報告書の勧告の一つには「中央試験サービス」もあった。報告書にいう「中央試験サービス」とは周辺の現場にいる教師が多忙などのために「客観テスト」の試験問題の提供と現地の問題作成者の訓練を行うことによって、周辺の試験作成と試験実施に介入するために創設される機関に他ならない。中心と周辺からなる全体の構造を問題とする時に、世界的な試験はこうした構造をさらに締め付けるハードな制度であると思われ、欠かせないテーマになるにもかかわらず、フィリプソンはこれにも一言も触れていない。

報告書は、カリキュラムや教育方法の形成に強い影響力を行使する「公的な試験」をさらに充実させていくことも勧告されている。ただし、公的な試験を受けた世界じゅうの受験者の回答から得られた有益な情報は、今のところ詳細な分析がなされないために無視されているが、これからはこれまでに獲得された情報は教育システムにフィードバックする必要がある、これが「試験実施機関 [examining bodies]」の重要な活動となる、としている。「試験実施機関」については、この章では具体的な機関名は挙げられていないものの、報告書の冒頭には「ケンブリッジ大学ローカル試験理事会」が作成し採点して、グレート・ブリテン以外の国々で多くの場合母語を英語としない受験者が受ける「公的な試験」として、「ケンブリッジ海外学校検定試験」およびその上位の「ケンブリッジ海外高等学校検定試験」が挙げられている。

こうした「中央試験サービス」や公的な試験の「実施機関」は、先の CELIC と類似するが、目的を試験問題のストックや試験問題に関する情報の分析に特化している点では相違している。「中央試験サービス」がその後どうなったかは今のところ不明であるが、少なくともその本部は CELIC と同じように文字通り「中央」におかれて「周辺」に試験問題を供給機関になることが期待されたにちがいない。一方、公的な試験の実施機関は、これからというより、ケンブリッジ検定試験のようにすでに存在している機関であるが、試験制度はすでにあるもののその試験結果の分析がなされていないので、それを分析して情報をコモンウェルス内で共有すべきというのが勧告内容であった。こうした世界的な検定試験は、「グレート・ブリテン以外の国々」からなる「周辺」にいる「世界じゅうの受験者」「母語を英語としない受験者」を対象に、中心（「グレート・ブリテン」のケンブリッジ）の問題作成者が課するために、中心が周辺を支配する「構造」をさらに締め付ける。この「構造」内にあるのは、CELIC のような単なる「英語」の情報よりも「英語の試験」の情報の方が、試験＝強大な知識の権力としての力を発揮する可能性があるからである。以下のような研究も存在する。A. J. Stockwell, 'Examinations and Empire: the Cambridge Certificate in the Colonies, 1857-1957,' in J. A. Mangan, ed., *Making Imperial Mentalities: Socialisation and British Imperialism*, Manchester: Manchester University Press, 1990.

ただし、いったんこの構造に巻き込まれてしまった以上、試験からは容易には免れ得ないものの、報告書はここでも「公的な試験は異なる地域性に応じた応用が必要である」「試験

には「規範」が必要なが地域によって偏差があるのは当然である」、「特定の地域の様々な需要を適切に考慮すべきである」と現地地域の事情への配慮を繰り返し促している。これは「中央試験サービス」に関して言及された、地域のシラバスへの配慮や地域ごとの分類、適切な段階などへの配慮と同様である。

割田聖史「プロイセン言語令の成立に関する研究」

本研究課題における割田の研究対象は、1876年に成立した「国家官僚・政治団体の業務語に関する法律」(*Gesetz, betreffend die Geschäftssprache der Behörden, Beamten und politischen Körperschaften des Staats.*) (以下、言語令と略す)である。この法律は、プロイセンにおける公用語(*Geschäftssprache*)をドイツ語と定めたものである。

プロイセンは元来、多民族・多言語国家であった。プロイセン国家全体で見れば、ドイツ語話者が多数派であったが、ドイツ語話者のほかに、ポーランド語やデンマーク語の話者が居住していた。特に、ポーランド語話者は、東部諸州に多く、そのうちのポーゼン州に限って言えば、ポーランド語話者が多数派でもあった。そのため、プロイセンの諸地域は、王権による紐帯によって結び付けられていたが、1848年革命期には、全国議会や憲法が導入される際に、プロイセンがドイツ国家であるということが意識されることとなる。

言語令に関する先行研究として、まず挙げられるのは、シーダー『国民国家としてのドイツ帝国』(*Theodor Shieder, Das deutsche Kaiserreich von 1871 als Nationalstaat (Köln und Opladen, 1961).*)である。特に本書に付されている言語令成立に関する資料は、本研究も負うところが大きい。

本研究は、言語令成立の際のプロイセン議会における議論を分析することで、言語令をめぐる多様な立場や見解を明らかにすることである。

そのため、使用する史料は、プロイセン議会の上院および下院の議事録となる。言語令に関する議論は、上院では1873年に、下院では1876年に行われた。特に、下院においては大きな議論となった。

言語令は、1876年8月28日に布告された。この言語令は、全11条から成る。条文の概要は以下の通りである。

第1条 ドイツ語は国家のすべての官僚・政治団体の唯一の業務語である。官僚・政治団体との文書のやり取りはドイツ語で行われる。

第2条 他の言語で作成された個人から出された書面の請願は、緊急の場合、考慮される。考慮されない場合、差し戻され、ドイツ語で再び提出される。

第3条 20年の猶予規定

第4条～第8条 裁判の際の通訳に関する規定

第9条 第4条～第8条は官僚との会合でも適用されること

第10条 廃止規定

第11条 存続規定

第12条 すでに宣誓を行った通訳者は再度の宣誓は必要ないこと

言語令の構成を見ると明らかなように、第4条以降は通訳の運用の問題であり、本質的な内容は第1条から第3条である。特に、第1条が、ドイツ語を業務語とするという原則重要な争点となった。

第3条については、1876年8月28日の同日に、当面5年間、ドイツ語と並んで使用される言語が挙げられている。これによれば、ポーランド語、リトアニア語、デンマーク語、フランス語に猶予期間が与えられた (*Gesetzsammlung für die Königlichen Preussischen Staaten* 1876, S.389-394.)。

ここで、プロイセン議会における言語令をめぐる議論に立ち戻る。上述したように、言語令の本質は第1条にある。そのため、第1条をめぐる議論が戦われた。ここでは、プロイセン下院における議論の概要のみを示す。

内相オイレンブルクと法相レオンハルトの名で、1876年1月13日付で言語令に関する草案の動議が行われた。草案において、第1条は成立した条文と同じであった。草案の第2章は、成立した条文の第3条に当たるが、猶予期間は10年とされていた。原則の問題としては第1条が、猶予期間の長さについて第2条が議論の対象となった。

動議においては以下が示された。「言語はまず第一に、国民の固有の生活が現れる現象である。それゆえに、国民的な特徴 (*das nationale Gepräge*) を重視する国家は、公的生活全体において、その統一性の象徴として国民語 (*Nationalsprache*) を使用しなければならない。その国家が国境内に異なる言語を話す住民を含む場合、後者 (他言語の住民) が自分の言葉を形成し使用する自由に配慮することは、その言語を同等の権利を持つ国家語 (*Staatssprache*) として承認することにはつながらない。／プロイセン国家の人口は圧倒的にドイツ人 (*Nationalität*) が多く、領土内の非ドイツ人はポーランド人、リトアニア人、デンマーク人、ウェンズ人、チェコ人、ワロン人など約12%に過ぎない。しかし、ドイツ語はいたるところで小学校の義務教育の対象となっているため、彼らの多数は、多かれ少なかれドイツ語に精通している。ドイツ人が圧倒的に多いことがプロイセン国家の国民的特徴を表しているが、従来の法律においては、ドイツ語を公用語 (*die öffentliche Geschäftssprache*) とみなすという原則が一般的かつ明確に確立されているわけではない」 (*Anlagen zu den Stenographischen Berichten über die Verhandlungen des Hauses der Abgeordneten während der 3.Session der 12. Legislatur=Periode 1876*, Bd.1, S.9-14.)。

これが言語令制定の意図であるといえる。要約すれば、第一に、国民国家は、公的生活全

体において「統一性の象徴」として「国民語 (Nationalsprache)」を使用しなければならないということ、第二に、国民語以外の言語は、配慮されたとしても、「国家語 (Staatssprache)」となることはないと示されている。そのうえで、プロイセンにおける「国民語」かつ「国家語」は、ドイツ語であると「原則」が定められた。

こののち、1876年3月7日にプロイセン議会下院において、言語令草案の第一読会が行われ、第二読会は5月13日および5月15日に行われた。

ポーランド党の議員などからは反対意見が続出したが、最終的には、5月15日に言語令は議会において承認された。

このプロイセン言語令制定をめぐるの議論において明らかになったのは、多民族国家であるプロイセンの「ドイツ化」への意図であった。プロイセンの「ドイツ化」は、1848年革命のプロイセン国民議会における議論ですでに明らかになっていたが、ドイツ帝国統一と連動して、1876年の時点において、ドイツ語をプロイセンの「国民語」「国家語」に規定したということにおいて、プロイセンの「ドイツ化」の傾向は一層進展し、これによってプロイセン国家内における「マイノリティ」「他者」が生じることとなり、ポーランド語話者は実質的に「二級市民」となることとなる。さらに、このことは、プロイセン東部のポーランド人地域が「辺境」と位置付けられていく契機となったのである。

プロジェクトの総括

本研究プロジェクトは、近代ヨーロッパ諸国家によって「辺境」とされた地域における言語の諸相、特に、国家と現地との不均衡な権力関係について明らかにした。このような視点は、帝国・国民国家・地域に関する今後の研究を豊かにすることが予測される。

本研究プロジェクトの研究期間は、COVID-19の感染拡大により、移動制限などが行われた時期に当たっている。今後も同様な事態が生じる可能性もあることから、このような非常事態における研究プロジェクトの進め方については、多方面から検討しなければならないだろう。

執筆者

高 橋 将 一	教 授	文学部英米文学科
中 澤 和 夫	教 授	文学部英米文学科
DHORNE, France	教 授	文学部フランス文学科
岩 田 みゆき	教 授	文学部史学科
割 田 聖 史	教 授	文学部史学科

青山学院大学文学部附置人文科学研究所報告 第3号

2022 年 2 月 18 日 印刷

2022 年 3 月 1 日 発行

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25

編集兼
発行者

青山学院大学文学部附置人文科学研究所

代表者 水 野 千 依

〒102-0072
印刷所

東京都千代田区飯田橋3-11-7
株 式 会 社 ワ コ ー
